

2008-02-01 EDINET タクソノミ 対応

タクソノミフレームワーク設計書 (会計編)

金融庁 総務企画局 企業開示課

改訂記録

日付	変更内容
2008. 2. 1	新規

目次

1.	はじめに.....	3
1-1	本書の目的	3
1-2	タクソノミ化対象の業種と命名について	3
1-3	省略語.....	5
2.	A群勘定科目とB群勘定科目の選定	6
2-1	勘定科目の分類	6
3.	A群勘定科目の選定から各リンクベースを作成するプロセス	7
3-1	参照リンクの作成.....	7
3-2	タクソノミスキーマ及び名称リンクの作成	9
3-3	定義リンクの作成.....	14
3-4	表示リンクの作成.....	16
3-5	計算リンクの作成.....	17
4.	タクソノミ別のプロセス.....	18
4-1	一般商工業タクソノミ.....	18
4-2	建設業タクソノミ	27
4-3	造船業タクソノミ	32
4-4	銀行・信託業タクソノミ	35
4-5	建設保証業タクソノミ.....	40
4-6	第一種金融商品取引業タクソノミ	44
4-7	保険業タクソノミ	47
4-8	鉄道事業タクソノミ	51
4-9	海運事業タクソノミ	58
4-10	高速道路事業タクソノミ	60
4-11	電気通信事業タクソノミ	62
4-12	電気事業タクソノミ.....	64
4-13	ガス事業タクソノミ.....	66
4-14	資産流動化業タクソノミ	68
4-15	投資運用業タクソノミ	70
4-16	投資業タクソノミ	71
4-17	特定金融業タクソノミ	73
4-18	社会医療法人タクソノミ	76
4-19	学校法人タクソノミ.....	78

4-20	商品先物取引業タクソノミ	80
4-21	リース事業タクソノミ	84
4-22	投資信託受益証券タクソノミ	87
5.	B群勘定科目の取扱い	89
5-1	B群勘定科目の概要	89
5-2	一般商工業の損益計算書表示のゆらぎに対する対応	91
5-3	キャッシュ・フロー計算書の増減項目	93
5-4	複数財務諸表間で同一要素を使用するもの	93
5-5	損益計算書の営業外収益項目について	94
5-6	株主資本等変動計算書に関するB群勘定科目の対応方針	94
5-7	その他個別事項	96
6.	英語名称の取扱い	102
6-1	英語名称設定の方針	102
6-2	英語名称の命名規約	102
6-3	英語名称に関する参照文献	102

添付一覧

添付	説明
添付	パターン一覧

1. はじめに

1-1 本書の目的

タクソノミフレームワーク設計書(会計編)(以下、「本書」という。)はEDINETにおいて利用されるタクソノミフレームワークについて会計的判断を有する定義を記したものである。本書の主な目的は次の通りである。

- EDINET タクソノミのスキーマ及びリンクベースの作成方針を明らかにすること。
- 本タクソノミフレームワークの前提となるタクソノミ化対象業種及び関連法規等を明らかにすること。
- EDINET タクソノミで採用する語彙の基準を明らかにすること。

1-2 タクソノミ化対象の業種と命名について

本書でタクソノミ開発の対象としているのは、財務諸表等規則第二条(別記事業)、第二条の二(投資信託受益証券)、業界団体により会計規則又は財務諸表様式が定められ、一般的に使用されていると認められる業種(商品先物取引業、リース事業)である。

なお、別記事業のうち中小企業等金融業及び農林水産金融業については、銀行・信託業と類似する業態であり、様式も同様であることから銀行・信託業に含めて取り扱っている。

また、財務諸表等規則第二条の二の特定目的信託財産の計算に関する規則については、当該規則による開示実績が無く、今後も使用が見込まれないことから対象外としている。

業法等の規則名、別記事業名並びに業種ごとのタクソノミ名の関係については、以下の表1-1に示す通りである。

表 1-1 業種名

No	業法名	別記事業名	タクソノミ
1	財務諸表等	—	財務諸表等
2	建設業	建設業	建設業
3	造船業	鋼船製造・修理業	造船業
4	銀行	銀行・信託業	銀行・信託業
5	銀行	銀行・信託業	銀行・信託業(特定取引勘定設置銀行)
6	公共工事の前払金保証事業	建設業保証業	建設保証業
7	第一種金融商品取引業	第一種金融商品取引業	第一種金融商品取引業
8	保険業	保険業	生命保険業
9	保険業	保険業	損害保険業
10	鉄道事業	民営鉄道業	鉄道事業
11	海運事業	水運業	海運事業
12	高速道路事業	道路運送固定施設業	高速道路事業
13	電気通信事業	電気通信業	電気通信事業
14	電気事業	電気業	電気事業
15	ガス事業	ガス業	ガス事業
16	資産流動化業	資産流動化業	資産流動化業
17	投資信託委託会社	投資運用業	投資運用業
18	投資法人	投資業	投資業
19	特定金融会社	特定金融業	特定金融業
20	社会医療法人	医業	社会医療法人
21	学校法人	学校設置事業	学校法人
22	商品先物取引業	—	商品先物取引業
23	証券取引法にもとづくリース会社	—	リース事業
24	投資信託財産	—	投資信託受益証券

1-3 省略語

本書では、表 1-2 の示す通り用語を省略する。

表 1-2 用語一覧

No	省略語	説明
1	財務諸表等規則	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）
2	連結財務諸表規則	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）
3	中間財務諸表等規則	「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）
4	中間連結財務諸表規則	「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 11 年大蔵省令第 24 号）
5	四半期財務諸表等規則	「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 19 年 8 月 10 日内閣府令第 63 号）
6	四半期連結財務諸表規則	「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 19 年 8 月 10 日内閣府令第 64 号）
7	財務諸表等規則等	財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則、中間連結財務諸表規則、四半期財務諸表等規則、四半期連結財務諸表規則の総称
8	業法等	当庁が業種別財務諸表タクソノミとして設定した業種のうち、財務諸表等規則第二条及び第二条の二の適用を受ける会社等が、当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について法令の定めがある場合、当該事業の所管官庁が財務諸表等規則に準じて制定した財務諸表準則等がある場合、業界団体が作成している所定の財務諸表の開示様式がある場合の、当該法令又は財務諸表準則等
9	財務諸表等タクソノミ	財務諸表等規則等に準じたタクソノミ
10	業種別財務諸表タクソノミ	業法等に準じたタクソノミ
11	規則等	財務諸表等規則等と業法等

2. A 群勘定科目と B 群勘定科目の選定

2-1 勘定科目の分類

勘定科目又は報告項目を A 群勘定科目と B 群勘定科目の 2 種類に分けて取扱う。

- A 群勘定科目：
内閣府令・規則等の条文、開示ガイドライン、会計基準など設定の根拠を有する勘定科目又は報告項目
- B 群勘定科目：
慣用的に使用されている勘定科目又は報告項目

3. A群勘定科目の選定から各リンクベースを作成するプロセス

A群勘定科目の選定から各リンクベースを作成する基準を以下に記載する。

3-1 参照リンクの作成

3-1-1 参照リンクの設定基準

語彙選定の対象となる開示規則、開示ガイドライン、会計基準などを選定する。

参照リンクは、財務諸表等規則、中間財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間連結財務諸表規則、四半期財務諸表等規則、四半期連結財務諸表規則及び各ガイドライン、並びに各業法における財務諸表様式を主たる開示規則として語彙を選定する。これは、EDINET タクソノミは企業開示を目的とするためである。開示規則ではない会計基準は、語彙選定を補完する目的で利用する。会計基準は、開示勘定科目に関する規定が少なく、原則として会計処理に関する考え方を提示するものである。また、タクソノミに設定する語彙は、会計に関する規則又は基準からの選定（A群勘定科目）と慣行として利用されている語彙（B群勘定科目）から構成されるが、A群勘定科目の語彙の範囲を広げることで、勘定科目の網羅性を確保し、B群勘定科目の選定負担を軽減することになるためである。

従って、開示規則で選定された語彙については、会計基準に記載があったとしても、その会計基準を参照リンクには設定していない。参照リンクの設定の有無を表 3-1 に示す。

表 3-1 参照リンクの設定の有無

No	参照リンクの設定対象	参照リンクの設定の有無
1	様式	設定する
2	表示に関する条文	設定する
3	開示以外の会計基準	上記で設定した同一の要素は設定しない。上記の要素以外の要素に設定する。

3-1-2 語彙層の参照リンクの設定方法

FRTA (Financial Reporting Taxonomy Architecture) で規定されているパート要素のうち、参照リンクの設定に利用する要素及び設定値は表 3-2 の通りとする。

表 3-2 パート要素一覧

No	パート要素	設定値	説明
1	Publisher	規則の制定者	参照資料の発行元 <例>財務諸表等規則は、「内閣府」。
2	Name	規則名称	規則の名称。 <例>財務諸表等規則

No	パート要素	設定値	説明
3	IssueDate	日付	該当する規則が公布された日付。フォーマットは YYYY-MM-DD。但し、設定が困難な場合、YYYY-MM 又は YYYY も可とする。 <例>財務諸表等規則の 2006 年 4 月 25 日版は、「2006-04-25」と設定する。
4	Chapter	章	該当する規則における「章」番号。 <例>財務諸表等規則の貸借対照表項目であれば、第二章であるため、「2」を設定する。
5	Article	条	該当する規則における「条」番号。 <例>財務諸表等規則の「受取手形」の場合、第十七条一項二号のため、「17」を設定する。
6	Paragraph	項	該当する規則における「項」番号。 <例>財務諸表等規則の「受取手形」の場合、第十七条一項二号のため、「1」を設定する。
7	Subparagraph	号	該当する規則における「号」番号。 <例>財務諸表等規則の「受取手形」の場合、第十七条一項二号のため、「2」を設定する。
8	Clause	(号の内訳)	該当する規則における「号」番号に内訳がある場合のその番号 <例>有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の「手数料の受入による収入」(キャッシュ・フロー計算書)の場合、第七十四条一項一号イ(1)のため、「イ」を設定する。
9	Subclause	(号の内訳の内訳)	該当する規則における「号」番号の内訳に更に内訳がある場合のその番号 <例>有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の「手数料の受入による収入」(キャッシュ・フロー計算書)の場合、第七十四条一項一号イ(1)のため、「1」を設定する。
10	Appendix	別表	規則の付表又は「(注)」のように番号で表せない項目。 <例>鉄道事業の「鉄道事業営業利益」の場合、「別表第2第2号表」を設定する。
11	Number	号	①該当する規則等に「号」が付与されている場合その「号」番号。 <例>「金融商品会計に関する実務指針」の場合、「会計制度委員会報告第十四号」を設定する。 ②該当する規則等に「号」が付与されていない場合設定機関の名称。 <例>「金融商品会計に関するQ&A」の場合、「会計制度委員会」を設定する。

No	パート要素	設定値	説明
12	Example	設例	該当する指針における「設例」番号。 <例>金融商品会計に関する実務指針の「金利スワップ」の場合、「設例 24」を設定する。

なお、業種別タクソノミの解説の参照リンクにおいて、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の特記事項として記載していない場合、当該業種の株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則ガイドラインに準拠して、作成している。

3-2 タクソノミスキーマ及び名称リンクの作成

選定された語彙に要素名、属性情報、名称、語彙が一意となる名称などを設定し、要素を作成する。一般商工業語彙と各業種語彙の勘定科目の同一性については、原則として勘定科目名称が同一であるかで判断している。ただし、科目名称が異なる場合であっても実質的に同一の勘定科目であるケースがある。以下の場合では同一の要素を設定し、業種別にラベルロールを設定している。

- (1) 貸借対照表の資産の部、負債の部、純資産の部及び負債及び純資産の部の合計の表記方法が異なる場合。
例えば、銀行・信託業の「資産の部合計」は一般商工業の「資産合計」と同一の概念であるが表記が異なるため、同一の要素とした上で銀行・信託業のラベルロールにおいて「資産の部合計」を設定している。
- (2) 損益計算書の段階利益の表記方法が異なる場合。
例えば、鉄道事業の「全事業営業利益」は一般商工業の「営業利益」と同一の概念であるが表記が異なるため、同一の要素とした上で鉄道事業のラベルロールにおいて「全事業営業利益」を設定している。
- (3) 「その他」の表記方法が異なる場合。
例えば、一般商工業の流動資産の「その他」は、電気通信業の「その他の流動資産」と同一の概念であるが、表記が異なるため、同一の要素とした上で電気通信業のラベルロールにおいて「その他の流動資産」を設定している。
- (4) 親要素が共通の科目で、かつ、科目が明らかに同一の場合。
例えば、第一種金融商品取引業では「現金・預金」、「販売費・一般管理費」、「貸倒引当金繰入れ(販管費)」と表記されている科目は一般商工業の「現金及び預金」、

「販売費及び一般管理費」、「貸倒引当金繰入額」（販管費）と同一の科目と考えられるため、同一の要素とした上で第一種金融商品取引業のラベルロールにおいて「現金・預金」、「販売費・一般管理費」、「貸倒引当金繰入れ」を設定している。

- (5) 合計ラベルの「合計」の表記が異なる場合。

例えば、第一種金融商品取引業では流動資産合計の表記を「流動資産計」としているが、これは一般商工業の「流動資産合計」と同一の科目と考えられるため、同一の要素とした上で第一種金融商品取引業のラベルロールにおいて「流動資産計」を設定している。

3-2-1 語彙層の名称リンクの設定方法

ラベルロールのラベルを日本語・英語それぞれ用意する。

表 3-3 ラベルロール一覧

No	名称	ラベルロール	説明	要否	言語
1	標準ラベル	label ^{※1}	標準に設定するラベル。	◎	日・英
2	合計ラベル	totalLabel ^{※1}	合計を示すラベル。＜例＞資産合計	○	日・英
3	冗長ラベル	verboseLabel ^{※1}	全ての要素で一意のラベル。	◎	日・英
4	期首ラベル	periodStartLabel ^{※1}	期首を表すラベル。＜例＞現金及び現金同等物の期首残高	○	日・英
5	期末ラベル	periodEndLabel ^{※1}	期末を表すラベル。＜例＞現金及び現金同等物の期末残高	○	日・英
6	負値ラベル	negativeLabel ^{※1}	負値のラベル。＜例＞営業損失(△)	○	日・英
7	正值負値ラベル	positiveOrNegativeLabel ^{※2}	複数の期で正值と負値が混在することを表すラベル。＜例＞営業利益又は営業損失(△)	○	日・英
8	ドキュメンテーション	documentation ^{※1}	要素に関する説明事項を記載するラベル。	◎	日・英

※1：“http://www.xbrl.org/2003/role/” に続くロールの名称のみを記載。なお、業種毎に用意されたラベルロールの場合、“http://info.edinet-fsa.go.jp/jp/fr/gaap/{業種(語彙)}/role” となる。詳細は、「タクソノミフレームワーク設計書（技術編：財務情報）」の「添付4ロール一覧」を参照。

※2：“http://info.edinet-fsa.go.jp/jp/fr/gaap/role/” に続くロールの名称のみを記載

凡例 ◎：必須 ○：要素の性質に応じて必須

3-2-2 合計ラベルの設定の基準

(1) 合計ラベルに設定するもの

(ア) 様式には勘定科目自体の表記はないが合計等を意味する金額が記載されている

勘定科目

(例) 販売費及び一般管理費合計

販売費及び一般管理費

交際費	1,000	
会議費	2,000	
	<hr/>	3,000

(イ) タイトル項目で「合計」がついている勘定科目

(例) 株主資本等変動計算書における「純資産合計」

<記載例>

	(省略)	純資産合計
平成 年 月 日残高		1,000
事業年度中の変動額		
新株の発行		200

<タクソノミ>

純資産合計	
前期末残高	1,000
当期変動額	
新株の発行	200

(ウ) 科目表示名に合計等は含まれないが、合計を意味する勘定科目

(例) 営業活動によるキャッシュ・フロー

法人税等の支払額	500
営業活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> 1,000 <hr/>

(2) 合計ラベルに設定しないもの

(ア)様式において合計等の表記がないが合計を意味する金額が記載されている勘定科目

(例) 支払委託金 (金融商品取引業等に関する内閣府令：投資運用業)

支払委託金		3,000
収益分配金	1,000	
償還金	2,000	
前払金		4,000

(イ)様式において科目自体の表記がなく純額を意味する金額が記載されている勘定科目

(例) 法人税等合計、建物 (純額)

法人税、住民税及び事業税	2,000	
法人税等調整額	1,000	3,000
建物	2,000	
減価償却累計額	1,000	1,000

3-2-3 冗長ラベルの命名規約

冗長ラベル命名規約を下記で統一する。但し、標準ラベル名のみで一意と識別できるものに関しては、以降の情報は付与しない。

(1) 日本語冗長ラベル

{標準ラベル名}、{財務諸表区分、又は財務諸表区分に事業部門名をハイフンで続けたもの}、{タイトル項目（見出しの場合）}、{業種}

(例)

無形固定資産、附帯事業固定資産、タイトル項目、電気通信事業

(2) 英語冗長ラベル

{標準ラベル名}-{財務諸表区分、又は財務諸表区分に事業部門名をハイフンで続けたもの}-{abstract(タイトル項目の場合)}-{業種用略語}

(例)

Intangible assets-NCA-incidenta-abstract-ELC

なお、EDINET タクソノミで設定されている英語ラベルは、参考情報としての扱いである。

{Intangible assets(*1)}-{NCA-incidenta(*2)}-{abstract(*3)}-{ELC(*4)}

*1: 標準ラベル名

*2: 財務諸表区分、又は財務諸表区分に事業部門名をハイフンで続けたもの。

財務諸表区分は、「勘定科目の取扱いに関するガイドライン」添付「英語冗長ラベル用略語集」を参考とする。使用したい財務諸表区分が「英語冗長ラベル用略語集」に記載のない場合、判読可能な英単語又は略語を設定する。事業部門名は、判読可能な英単語1語を基本とするが、1語で判読不能である場合、2語以上で可とする。

*3: タイトル項目の場合、抽象区分(abstract 属性)を付す。

*4: 業種タクソノミの業種コード（日本語の冗長ラベルに業種名を付けた場合のみ）

なお、日本語冗長ラベルの冒頭の語に「合計」がつく場合、英語冗長ラベルの先頭に「Total」を付す。

3-3 定義リンクの作成

3-3-1 定義リンクの設定基準

開示に関する規則で規定されている“勘定科目の範囲”（条文のタイトルに“範囲”と記載されているもの）に基づいて要素間の定義情報をツリー形式で記載する。また、B 群勘定科目の要素についても、“勘定科目の範囲”に基づいて要素間の定義情報を設定している。

財務諸表等規則で勘定科目の範囲を規定している一般商工業及び投資法人の計算に関する規則の投資業（投資法人）以外の業種別では、業法で勘定科目の範囲を規定していないため、様式がある場合（商品先物取引業）、様式に準拠して定義リンクを作成している。また、様式がない場合、業法の表示規定に準拠して定義リンクを作成している。

業法等において、キャッシュ・フロー計算書や株主資本等変動計算書の様式を有していない場合の定義リンクは、キャッシュ・フロー計算書や株主資本等変動計算書の大項目（骨格）のみを設定している。

また、キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物の残高」の期首・期末、株主資本等変動計算書における「当期末残高」に該当する要素等、期間が異なるだけで要素が同じ場合は、重複して要素は設定していない。

3-3-2 定義リンクと他リンクとの関係

開示規則で規定されている勘定科目の「区分表示」と「範囲」を異なる概念として捕らえる。「区分表示」は勘定科目設定の概念として、①勘定科目名称、②表示リンクの設定、③計算リンクの設定、④参照リンクの設定のベースとする。また、様式がある規則は様式に表記されている勘定科目も上記と同様に設定する。

一方、「範囲」については、勘定科目のカテゴリー体系として、定義リンクの設定において「区分表示」で選定した勘定科目の範囲を表す目的で要素を設定する。

従って、定義リンクで設定した A 群勘定科目の要素がすべて表示リンク、計算リンクに設定されているわけではない。

なお、「流動資産の範囲」で設定する要素のうち、表示科目名が「流動資産の区分表示」と同じ勘定科目は、勘定科目の二重計上を避けるため「流動資産の区分表示」で選定した要素を利用している。表示科目名が「流動資産の区分表示」と同じではない勘定科目は、抽象区分(abstract 属性)を設定している。

(例) 財務諸表等規則

規定内容	流動資産の範囲	流動資産の区分表示
条文	財務諸表等規則 15 条	財務諸表等規則 17 条
	次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。 1 現金及び預金。ただし～	流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該勘定科目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし～
表示リンク	—	○
計算リンク	—	○
定義リンク	○	—
名称リンク	—	○
参照リンク	—	○

3-3-3 定義リンクの区分内の勘定科目順序

定義リンクは、要素間の定義関係を記載するリンクである。定義リンクにおける要素の表示順序については、定義上の兄弟関係の要素をツール上で見るための情報でしかない。従って、定義リンクの表示順序は参考情報としての扱いである。

なお、定義リンクの表示順序は、A 群及び B 群勘定科目を含めて、勘定科目の性質又は名称が似ているものを近くに表示されるように設定している。

3-4 表示リンクの作成

3-4-1 表示リンクの設定基準

開示に関する規則で規定されている様式又は勘定科目の表示規定に記載されている勘定科目を対象として、要素間の表示順序をツリー形式で記載する。この場合、会計基準をリソースとする勘定科目など、表示順序が開示規則で規定されていない勘定科目は表示リンクには設定しない。その理由は、開示規則で様式が規定されている勘定科目以外は、表示順序は各企業が流動性配列法、金額的重要性などにより独自に設定しているため、表示リンクで A 群勘定科目の要素をすべて規定すると、提出会社で利用しない勘定科目も含めて表示順序の拡張が発生し、表示リンク作成の利便性が損なわれるためである。表示リンクを様式等で規定されている勘定科目に限定することで、定義リンクで設定されている要素を利用する場合 B 群勘定科目と同様に、表示リンクの特定の位置に追加することで表示リンクの拡張作業は軽減される。

また、業種別タクソノミのベースとなった様式は主に個別財務諸表のみを規定し、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期個別財務諸表及び四半期連結財務諸表の様式は規定されていないことが多い。この場合、個別財務諸表は原則として様式に準拠しているが、個別財務諸表以外は中間財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間連結財務諸表規則、四半期財務諸表等規則及び四半期連結財務諸表規則に規定している勘定科目及び各様式に業種別の個別財務諸表の様式に規定している勘定科目を加味して、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期個別財務諸表及び四半期連結財務諸表の表示リンクを設定している。なお、業種によっては慣行的に使われている勘定科目で参照条文がない B 群勘定科目であってもタクソノミ作成者の利便性の観点から表示リンクに追加している場合がある。例外的に B 群勘定科目を表示リンクに設定した場合、その理由について各業種の表示リンクの説明の特記事項に記載している。

パターン別リンクファイルは、開示規則に規定されている開示パターンに準拠して作成する。対象となる開示パターンは、①勘定科目が一括表記されるか、個別表記されるかのパターン（貸倒引当金、減価償却累計額など）、②開示項目が勘定科目別に記載されるか、勘定科目の親勘定科目に集計して一括表記されるか（販売費及び一般管理費など）、③開示の区分が変更されるか（キャッシュ・フロー計算書の配当金及び利息の受取額など）に分類される。

3-5 計算リンクの作成

表示リンクで設定した要素について、要素間の計算構造をツリー形式で記載する。なお、表示リンクの抽象区分(abstract 属性)を設定した要素以外は表示リンクと要素が同一となる。

但し、以下の場合、表示リンクの要素が計算リンクでは設定されていない。

- ・勘定科目の親子関係で、親要素と子要素の加減算関係が成立しない内書表記の場合。
- ・期間と時点の概念が加減算関係で混在する場合。
- ・表示リンクで設定されている要素が正常な加減算関係にない場合。

4. タクソノミ別のプロセス

4-1 一般商工業タクソノミ

4-1-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-1 に示す。

表 4-1 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Number	Issue Date
1	内閣府	財務諸表等規則	-	2007-09-30
2	金融庁	財務諸表等規則ガイドライン	-	2007-10-02
3	内閣府	中間財務諸表等規則	-	2007-08-15
4	金融庁	中間財務諸表等規則ガイドライン	-	2007-10-02
5	内閣府	連結財務諸表規則	-	2007-08-15
6	金融庁	連結財務諸表規則ガイドライン	-	2007-10-02
7	内閣府	中間連結財務諸表規則	-	2007-08-15
8	金融庁	中間連結財務諸表規則ガイドライン	-	2007-10-02
9	内閣府	四半期財務諸表等規則	-	2007-08-10
10	内閣府	四半期連結財務諸表規則	-	2007-08-10

(2) 語彙を補完するもの

参照リンク作成の際に、語彙を補完する基準等を表 4-2 に示す。

表 4-2 参照リンク作成の基準(補完)一覧

No	Publisher	Name	Number	Issue Date
1	企業会計審議会	金融商品に係る会計基準	-	1999-01-22
2	日本公認会計士協会	金融商品会計に関する実務指針	会計制度委員会報告第14号	2007-7-04
3	日本公認会計士協会	金融商品会計に関するQ&A	会計制度委員会	2007-11-06
4	企業会計基準委員会	金融商品に関する会計基準	企業会計基準第10号	2006-08-11
5	企業会計審議会	研究開発費等に係る会計基準	注解	1998-03-13
6	日本公認会計士協会	研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針	会計制度委員会報告第12号	1999-03-31

No	Publisher	Name	Number	Issue Date
7	企業会計基準委員会	棚卸資産の評価に関する会計基準	企業会計基準第9号	2006-07-05
8	企業会計基準委員会	固定資産の減損に係る会計基準の適用指針	-	2003-10-31
9	日本公認会計士協会	減価償却に関する当面の監査上の取扱い	監査・保証実務委員会報告第81号	2007-04-25
10	日本公認会計士協会	土地の信託に係る監査上の留意点について	審理室情報No.6	1985-03-05
11	日本公認会計士協会	子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取り扱い	監査委員会報告第71号	2001-04-17
12	企業会計基準委員会	繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い	実務対応報告第19号	2006-08-11
13	日本公認会計士協会	個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針	会計制度委員会報告第10号	2001-01-17
14	日本公認会計士協会	諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い	監査・保証実務委員会報告第63号	2007-03-08
15	日本公認会計士協会	消費税の会計処理について（中間報告）	-	1989-01-18
16	日本公認会計士協会	未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について	リサーチ・センサー審理情報No15	2001-02-14
17	企業会計基準委員会	役員賞与に関する会計基準	企業会計基準第4号	2005-11-29
18	企業会計審議会	退職給付に係る会計基準 ※1	-	1998-06-16
19	日本公認会計士協会	退職給付会計に関する実務指針（中間報告）	会計制度委員会報告第13号	2005-03-16
20	企業会計基準委員会	退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い	実務対応報告第2号	2007-02-07
21	企業会計基準委員会	コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い	実務対応報告第8号	2003-02-06

No	Publisher	Name	Number	Issue Date
22	日本公認会計士協会	持分法会計に関する実務指針	会計制度委員会報告第9号	2006-5-19
23	日本公認会計士協会	連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針	会計制度委員会報告第7号	2007-03-29
24	日本公認会計士協会	連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針	会計制度委員会報告第8号	2007-09-04
25	企業会計基準委員会	株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針	企業会計基準適用指針第9号	2005-12-27
26	日本公認会計士協会	リース取引の会計処理および開示に関する実務指針	会計制度委員会	1994-01-18
27	日本公認会計士協会	外貨建取引等の会計処理に関する実務指針	会計制度委員会報告第4号	2006-04-27
28	日本公認会計士協会	債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取り扱い	監査委員会報告第61号	1999-02-22
29	企業会計基準委員会	その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理	企業会計基準適用指針第12号	2006-03-30
30	日本公認会計士協会	圧縮記帳に関する監査上の取扱い	監査第一委員会報告第43号	1983-03-29
31	企業会計基準委員会	企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針	企業会計基準適用指針第10号	2006-12-22
32	日本公認会計士協会	租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い	監査第一委員会報告第42号	2007-04-13

※1 2007年5月15日に「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その2）（企業会計基準第14号）があるが、これは、当該会計基準のうちの「複数事業主制度の企業年金について」の改正であり、タクソノミで抽出した要素とは関係がないため、同改正以外は従来どおり、企業会計審議会の退職給付に係る会計基準が適用されることになる。

4-1-2 定義リンクの作成

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び社員資本等変動計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等
「財務諸表等規則」

(2) 特記事項

- ・ 無形固定資産の「地上権」、「入漁権」は、財務諸表等規則第 28 条（無形固定資産の表示区分）において、それぞれ、「借地権」、「漁業権」に含める旨、規定されているため、定義リンクにおいては抽象区分(abstract 属性)を設定している。
- ・ 損益計算書の段階損益は、損益計算書の分類の兄弟要素として設定している。
- ・ 連結財務諸表、中間連結財務諸表、中間財務諸表の勘定科目の範囲については、上記の定義リンクで設定した財務諸表の勘定科目の範囲に対して個別に検討して設定している。
- ・ 株主資本等変動計算書において、勘定科目を新規に設定する場合、財務諸表等規則等の様式に従い、当様式の列の部分（期首、期末等）及び行の部分（純資産の部の各勘定科目毎の変動額等）を設定している。

4-1-3 表示リンクの作成

財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表、四半期連結財務諸表を作成している。

(1) 基本となる開示規則等

「財務諸表等規則及び同様式」、「連結財務諸表規則及び同様式」、「四半期財務諸表等規則及び同様式」、「四半期連結財務諸表規則及び同様式」、「中間財務諸表等規則及び同様式」、「中間連結財務諸表規則及び同様式」

(2) パターン別リンクファイルの種類

一般商工業におけるパターン別リンクベースファイルは、添付「パターン一覧」に示す。

(3) 特記事項

一般商工業の表示リンク設定に関する特記すべき事項を以下の表 4-10 に示す。

表 4-3 一般商工業表示リンクの特記事項

財務諸表		特記事項
財務諸表	貸借対照表	財務諸表等規則 49 条第 1 項 7 号の株主、役員又は従業員からの預り金は、同 7 号の預り金に含まれないとの規定があるが、表示位置については特定できないため、表示リンクには設定していない。
	損益計算書	財務諸表等規則 87 条の条文に記載されている貸倒引当金繰入額、貸倒損失は、販管費内訳の表示順序が不明であるため、表示リンクには設定していない。
		財務諸表等規則 90 条の有価証券売却益、財務諸表等規則ガイドライン 90 の負ののれん償却額は、表示順序が不明であるため、表示リンクには設定していない。
		財務諸表等規則 93 条の創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額、貸倒損失、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損は表示順序が不明であるため、表示リンクには設定していない。
	株主資本等変動計算書	繰越利益剰余金の変動額を構成している「当期純利益」は、損益計算書の「当期純利益」と同一の要素を設定している。
		事業年度中の変動額を構成する「当期純利益」のうち、利益剰余金合計、株主資本合計、純資産合計は、それぞれ、損益計算書の「当期純利益」とは異なる要素として設定している。
	キャッシュ・フロー計算書	営業キャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、「その他」は様式の記載上の注意に記載されているため、各段階キャッシュ・フローの最後尾に設定している。
間接法の「税引前当期純利益」は、損益計算書の「税引前当期純利益」と同一の要素を設定している。		
中間財務諸表	中間貸借対照表	—
	中間損益計算書	—
	中間株主資本等変動計算書	繰越利益剰余金の変動額を構成している「中間純利益」は、中間損益計算書の「中間純利益」と同一の要素を設定している。
中間会計期間中の変動額を構成する「中間純利益」のうち、利益剰余金合計、株主資本合計、純資産合計は、それぞれ、中間損益計算書の「中間純利益」とは異なる要素として設定している。		

財務諸表		特記事項
	中間キャッシュ・フロー計算書	間接法の「税引前中間純利益」は、中間損益計算書の「税引前中間純利益」と同一の要素を設定している。
		営業キャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、「その他」は様式の記載上の注意に記載されているため、各段階キャッシュ・フローの最後尾に設定している。
連結財務諸表	連結貸借対照表	—
	連結損益計算書	—
	連結株主資本等変動計算書	利益剰余金の変動額を構成している「当期純利益」は、連結損益計算書の「当期純利益」と同一の要素を設定している。
		連結会計年度中の変動額を構成する「当期純利益」のうち、株主資本合計、純資産合計は、それぞれ、連結損益計算書の「当期純利益」とは異なる要素として設定している。
連結キャッシュ・フロー計算書	間接法の「税金等調整前当期純利益」は、連結損益計算書の「税金等調整前当期純利益」と同一の要素を設定している。	
	営業キャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、「その他」は様式の記載上の注意に記載されているため、各段階キャッシュ・フローの最後尾に設定している。	
中間連結財務諸表	中間連結貸借対照表	—
	中間連結損益計算書	—
	中間連結株主資本等変動計算書	利益剰余金の変動額を構成している「中間純利益」は、中間連結損益計算書の「中間純利益」と同一の要素を設定している。
		中間連結会計期間中の変動額を構成する「中間純利益」のうち、株主資本合計、純資産合計は、それぞれ、中間連結損益計算書の「中間純利益」とは異なる要素として設定している。
中間連結キャッシュ・フロー計算書	間接法の「税金等調整前中間純利益」は、中間連結損益計算書の「税金等調整前中間純利益」と同一の要素を設定している。	
	営業キャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、「その他」は様式の記載上の注意に記載されているため、各段階キャッシュ・フローの最後尾に設定している。	

財務諸表		特記事項
四半期財務諸表	四半期貸借対照表	—
	四半期損益計算書	—
	四半期キャッシュ・フロー計算書	<p>間接法の「税引前四半期純利益」は、四半期損益計算書の「税引前四半期純利益」と同一の要素を設定している。</p> <p>営業キャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、「その他」は様式の記載上の注意に記載されているため、各段階キャッシュ・フローの最後尾に設定している。</p>
四半期連結財務諸表	四半期連結貸借対照表	—
	四半期連結損益計算書	—
	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	<p>間接法の「税金等調整前四半期純利益」は、四半期連結損益計算書の「税金等調整前四半期純利益」と同一の要素を設定している。</p> <p>営業キャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、「その他」は様式の記載上の注意に記載されているため、各段階キャッシュ・フローの最後尾に設定している。</p>

4-1-4 計算リンクの作成

財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表、四半期連結財務諸表を作成している。

(1) 財務諸表

(ア) 貸借対照表

表示リンクに設定した勘定科目は、すべて計算リンクに設定している。加減算関係は、財務諸表等規則様式に準拠して設定している。

(イ) 損益計算書

表示リンクに設定した勘定科目は、すべて計算リンクに設定している。加減算関係は、財務諸表等規則様式に準拠して設定している。

(ウ) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書は、様式上、純資産の各項目を横に並べる様式として規定されている。この場合の加減算関係は、資本金などの各項目の変動額合計が親要素となる加減算関係（縦計）と、各変動要素の合計が親要素となる加減算関係（横計）の2種類の加減算関係が存在する。そのため、株主資本等変動計算書の計算リンクでは、拡張リンクロールを2種類設定し、縦計と横計の加減算関係を設定している。

(エ) キャッシュ・フロー計算書

表示リンクに設定した勘定科目のうち、現金及び現金同等物の期首残高及び期末残高以外は、すべて計算リンクに設定している。現金及び現金同等物は、instant 属性であり、それ以外の項目は duration 属性を設定しているため計算リンクは設定できない。加減算関係は、財務諸表等規則様式に準拠して設定している。

(2) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。
- 株主資本等変動計算書、中間株主資本等変動計算書、連結株主資本等変動計算書及び中間連結株主資本等変動計算書の純資産の各項目の期首残高、期末残高は、時点の概念として periodType 属性の属性値が instant、変動額は期間の概念として duration を設定している。従って、計算リンクは変動額についてのみ、設定している。これは、各項目の期首残高、期末残高は貸借対照表の各項目と要素を同一の要素として instant 属性を有するためである。
- 株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の「その他資本剰余金」の縦計は、様式上、変動額の例示ないため、変動額合計を親要素とする計算リンクが設定できない。

- キャッシュ・フロー計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の期首残高、期末残高は、時点の概念として periodType 属性の属性値が instant、それ以外の項目は期間の概念として duration を設定している。従って、計算リンクは現金及び現金同等物を除いて、設定している。

4-2 建設業タクソノミ

4-2-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-4 に示す。

表 4-4 建設業 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	国土交通省	建設業法施行規則	2007-06-19	様式第 15 号 様式第 16 号

(2) 特記事項

- 建設業法施行規則様式第 17 号の株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、参照リンクには設定していない。また、キャッシュ・フロー計算書は建設業法施行規則に規定されていないため、参照リンクには設定していない。
- 建設業タクソノミのベースとなった建設業法施行規則の「繰延資産」は「新株発行費」、「社債発行差金」が記載されていたが、企業会計基準委員会の実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 18 年 8 月 11 日）に準拠して参照リンクには設定していない。
平成 20 年 1 月 31 日に建設業法施行規則の改正が公布されており、「株式交付費」が記載されているため、「株式交付費」には、2008-01-31 の日付で参照リンクを追加している。「株式交付費」以外は上記の基本となる開示規則の日付で参照リンクを設定している。
- 財務諸表等規則ガイドライン(別記事業関係)においては有形固定資産、減価償却累計額及び減損損失累計額に関する事項について建設業法施行規則の定めによらず、財務諸表等規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとしているため、有形固定資産のうち建設業法施行規則に記載のない勘定科目については建設業法施行規則の参照リンクは設定していない。
- 財務諸表等規則ガイドライン(別記事業関係)においては純資産の部に関する事項について建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)の定めによらず、財務諸表等規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとしているため、一般商工業タクソノミと同様に純資産の部に「自己新株予約権」を設定しているが、建設業法施行規則には記載がないため建設業法施行規則の参照リンクは設定していない。
- 四半期連結財務諸表規則において「たな卸資産」は商品、製品等の詳細表示であり、業種別の四半期連結財務諸表においては子会社も建設業とは限らず、勘定科目に重

要性がある場合、商品、製品等の詳細表示が求められると思われるため、四半期連結貸借対照表の表示リンクには一般商工業と同様に商品、製品等の勘定科目を設定している。従って、建設業法施行規則には記載がないため建設業法施行規則の参照リンクは設定していない。

4-2-2 定義リンクの作成

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び株主資本等変動計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「建設業法施行規則」

勘定科目の範囲は、建設業法施行規則様式第 15 号（貸借対照表）、第 16 号（損益計算書）に準拠して設定しているため、ツリー構造は同様式と同じである。

(2) 特記事項

- ・ 様式第 15 号の有形固定資産は、財務諸表等規則の表示科目を一部集約（建物・構築物は、建物と構築物を集約している）しているため、一般商工業の要素を定義リンクに追加している。

様式第 15 号	定義リンク
有形固定資産	有形固定資産
建物・構築物	建物及び構築物
減価償却累計額 (建物・構築物（純額）)	減価償却累計額、建物及び構築物 建物及び構築物（純額）
機械・運搬具	機械装置及び運搬具
減価償却累計額 (機械・運搬具（純額）)	減価償却累計額、機械装置及び運搬具 機械装置及び運搬具（純額）
	建物
	減価償却累計額、建物
	建物（純額）
	構築物
	減価償却累計額、構築物
	構築物（純額）
	機械及び装置
	減価償却累計額、機械及び装置

様式第 15 号	定義リンク
	機械及び装置（純額）
	車両運搬具
	減価償却累計額、車両運搬具
	車両運搬具（純額）

- 建設業法施行規則様式第 17 号の株主資本等変動計算書は、財務諸表等規則ガイドライン（別記事業関係）に基づき、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、大項目のみの定義リンクを設定している。
- 建設業タクソノミのベースとなった建設業法施行規則の「繰延資産」は「新株発行費」、「社債発行差金」が記載されていたため、「繰延資産」の記載方法は財務諸表等様式第二号に準拠している。

4-2-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。一般商工業の財務諸表の表示リンクに、建設業法施行規則に基づく建設業特有の勘定科目を追加することで、表示リンクを設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-5 建設業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	財務諸表等規則及び同様式、建設業法施行規則様式第 15 号、第 16 号
2	中間財務諸表	中間財務諸表等規則及び同様式、建設業法施行規則様式第 15 号、第 16 号
3	連結財務諸表	連結財務諸表規則及び同様式、建設業法施行規則様式第 15 号、第 16 号
4	中間連結財務諸表	中間連結財務諸表規則及び同様式、建設業法施行規則様式第 15 号、第 16 号
5	四半期財務諸表	四半期財務諸表等規則及び同様式、建設業法施行規則様式第 15 号、第 16 号
6	四半期連結財務諸表	四半期連結財務諸表規則及び同様式、建設業法施行規則様式第 15 号、第 16 号

(2) 特記事項

- ・ 損益計算書、営業外収益の「受取利息配当金」は、建設業法施行規則で規定されているが、財務諸表等規則ガイドラインでは、受取利息と受取配当金は分けて記載することになっているため、表示リンクには設定していない。
- ・ 連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表及び四半期連結貸借対照表の流動資産に建設業法施行規則には規定されていない「受取手形・完成工事未収入金等」を設定している。これは、B 群勘定科目であるが、利便性を考慮して表示リンクに設定した。
- ・ 連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表及び四半期連結貸借対照表の流動負債に建設業法施行規則には規定されていない「支払手形・工事未払金等」を設定している。これは、B 群勘定科目であるが、利便性を考慮して表示リンクに設定した。
- ・ キャッシュ・フロー計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、建設業法施行規則に様式がないため、また、財務諸表等規則ガイドラインの定めにより、一般商工業のものをそのまま利用している。
- ・ 建設業法施行規則様式第 17 号の株主資本等変動計算書は、財務諸表等規則ガイドラインの(別記事業関係)の規定により、一般商工業のものをそのまま利用している。
- ・ 貸借対照表、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期個別貸借対照表及び四半期連結貸借対照表の負債の部の「引当金」の記載方法は、様式

が「・・・引当金」となっているため、利便性を考慮して流動負債はタイトル項目の「引当金」を設定し、その子要素に「賞与引当金」を設定した。また固定負債は財務諸表等様式第二号に準拠してタイトル項目の「引当金」とその子要素に「退職給付引当金」を設定した。なお流動負債の「賞与引当金」は建設業での記載事例が多いことから設定したものである。従って、流動負債の「引当金（タイトル項目）」、「賞与引当金」、「引当金（合計）」及び固定負債の「引当金（タイトル項目）」、「退職給付引当金」、「引当金（合計）」の参照リンクには建設業法施行規則の設定はしていない。

- ・ 建設業タクソノミのベースとなった建設業法施行規則の「繰延資産」は「新株発行費」、「社債発行差金」が記載されていたため、「繰延資産」の記載方法は財務諸表等様式第二号に準拠している。
- ・ 財務諸表等規則ガイドライン(別記事業関係)においては有形固定資産、減価償却累計額及び減損損失累計額に関する事項について建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の定めによらず、財務諸表等規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとしているため、有形固定資産については財務諸表等規則様式第二号に準拠している。
- ・ 財務諸表等規則ガイドライン(別記事業関係)においては純資産の部に関する事項について建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の定めによらず、財務諸表等規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとしているため、一般商工業タクソノミと同様に純資産の部に「自己新株予約権」を設定している。
- ・ 四半期連結財務諸表規則において「たな卸資産」は商品、製品等の詳細表示であり、業種別の四半期連結財務諸表においては子会社も建設業とは限らないため、勘定科目に重要性がある場合、商品、製品等の詳細表示が求められると思われるため、四半期連結貸借対照表の表示リンクには一般商工業と同様に商品、製品等の勘定科目を設定している。
- ・ 四半期財務諸表等規則において「たな卸資産」は商品、製品等の詳細表示であるが、建設業のたな卸資産は建設業法施行規則で詳細表示されているため、四半期貸借対照表は個別貸借対照表のたな卸資産の表示に合わせて設定している。

4-2-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

4-3 造船業タクソノミ

4-3-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-6 に示す。

表 4-6 造船業 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	国土交通省	造船業財務諸表準則	2007-03-30	第1号表 第2号表

(2) 特記事項

- ・ 株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書は、造船業財務諸表準則には規定していないため、参照リンクには設定していない。
- ・ 四半期連結財務諸表規則において「たな卸資産」は商品、製品等の詳細表示であり、業種別の四半期連結財務諸表においては子会社も造船業とは限らず、勘定科目に重要性がある場合、商品、製品等の詳細表示が求められると思われるため、四半期連結貸借対照表の表示リンクには一般商工業と同様に商品、製品等の勘定科目を設定している。従って、造船業財務諸表準則には記載がないため造船業財務諸表準則の参照リンクは設定していない。

4-3-2 定義リンクの作成

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び株主資本等変動計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「造船業財務諸表準則」

(2) 特記事項

- ・ 損益計算書の段階損益は、損益計算書の分類の兄弟要素として設定している。
- ・ 上記の勘定科目の範囲は、第1号様式（貸借対照表）、第2号様式（損益計算書）と同一のため、定義リンクは様式に基づいて作成している。
- ・ 株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書は造船業財務諸表準則に規定がないため、大項目のみの定義リンクを設定している。

4-3-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

一般商工業の財務諸表の表示リンクに、造船業財務諸表準則に基づく造船業特有の勘定科目を追加することで、表示リンクを設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-7 造船業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	財務諸表等規則及び同様式、造船業財務諸表準則第1号表、第2号表
2	中間財務諸表	中間財務諸表等規則及び同様式、造船業財務諸表準則第1号表、第2号表
3	連結財務諸表	連結財務諸表規則及び同様式、造船業財務諸表準則第1号表、第2号表
4	中間連結財務諸表	中間連結財務諸表規則及び同様式、造船業財務諸表準則第1号表、第2号表
5	四半期財務諸表	四半期財務諸表等規則及び同様式、造船業財務諸表準則第1号表、第2号表
6	四半期連結財務諸表	四半期連結財務諸表規則及び同様式、造船業財務諸表準則第1号表、第2号表

(2) 特記事項

- 株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、造船業財務諸表準則に様式がないため、一般商工業のものをそのまま利用している。
- 四半期連結財務諸表規則において「たな卸資産」は商品、製品等の詳細表示であり、業種別の四半期連結財務諸表においては子会社も造船業とは限らず、勘定科目に重要性がある場合、商品、製品等の詳細表示が求められると思われるため、四半期連結貸借対照表の表示リンクには一般商工業と同様に商品、製品等の勘定科目を設定している。
- 四半期財務諸表等規則において「たな卸資産」は商品、製品等の詳細表示であるが、造船業のたな卸資産は造船業財務諸表準則で詳細表示されているため、四半期貸借対照表は個別貸借対照表のたな卸資産の表示に合わせて設定している。
- 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、造船業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。
- 造船業財務諸表準則の様式に記載されている流動資産の「その他」区分の勘定科目の取扱いについては、造船業各社の開示実例等を考慮し、その他の区分に記載され

ている「株主、役員、従業員短期債権」、「短期貸付金」、「未収収益」については、「現金預金」等と同一の階層で表示する方針とした。なお、対象となるのは貸借対照表及び四半期貸借対照表である。

- 造船業財務諸表準則の様式に記載されている流動負債の「その他」区分の勘定科目の取扱いについては、造船業各社の開示実例等を考慮し、その他の区分に記載されている「株主、役員、従業員短期借入金」、「株主、役員、従業員預り金」については、「支払手形」等と同一の階層で表示する方針とした。なお、対象となるのは貸借対照表及び四半期貸借対照表である。
- 造船業財務諸表準則の様式に記載されている、「未払金」の内訳科目（未払配当金、未償還社債）を表示リンクに設定していないのは、未払金の内訳科目を表示している開示例がなく、表示リンクの利便性を考慮したためである。
- 造船業財務諸表準則の様式に記載されている、損益計算書の営業外収益及び営業外費用の「その他」は、その他の子要素として「・・・」及びその他の合計が記載されている形式であるが、このような表示方法での開示例はないため、利便性を考慮して表示リンクには設定していない。

4-3-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

4-4 銀行・信託業タクソノミ

4-4-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

銀行法施行規則で定めている別紙様式を表 4-8 に示す。

本書の中での表記は以下の通りとする。

- ・銀行・信託業（以下、「一般行」とする。）
- ・銀行・信託業（特定取引勘定設置銀行）（以下、「特定取引勘定設置銀行」とする。）

表 4-8 銀行法施行規則で定めている別紙様式

No	別紙様式	対象	外国 銀行 支店	一般行	特定取引 勘定設置 銀行	一般・特定 共通	銀行持 株会社
1	第1号	中間財務諸表		○			
2	第1号の2	中間財務諸表			○		
3	第2号	中間財務諸表	○	○			
4	第2号の2	中間財務諸表	○		○		
5	第3号	財務諸表		○			
6	第3号の2	財務諸表			○		
7	第4号	財務諸表	○	○			
8	第4号の2	財務諸表	○		○		
9	第5号	中間連結財務諸表				○	
10	第5号の2	連結財務諸表				○	
11	第6号	決算公告 中間財務諸表		○			
12	第6号の2	決算公告 中間財務諸表			○		
13	第6号の3	決算公告 財務諸表		○			
14	第6号の4	決算公告 財務諸表			○		
15	第7号	決算公告 中間財務諸表	○	○			
16	第7号の2	決算公告 中間財務諸表	○		○		
17	第7号の3	決算公告 財務諸表	○	○			
18	第7号の4	決算公告 財務諸表	○		○		
19	第8号	決算公告 中間連結財務 諸表				○	
20	第8号の2	決算公告 連結財務諸表				○	

No	別紙様式	対象	外国 銀行 支店	一般行	特定取引 勘定設置 銀行	一般・特定 共通	銀行持 株会社
21	第9号	事業報告		○			
22	第9号の2	事業報告			○		
23	第10号	附属明細書				○	
24	第11号	中間連結財務諸表					○
25	第12号	連結財務諸表					○
26	第13号	決算公告 中間連結財務 諸表					○
27	第13号の2	決算公告 連結財務諸表					○
28	第14号	事業報告					○
29	第15号	附属明細書					○

参照リンク作成の際に、一般行の基本となる開示規則等を表 4-9 に、特定取引勘定設置銀行の基本となる開示規則等を表 4-10 に示す。

表 4-9 一般行参照リンク作成の基準

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	銀行法施行規則	2007-12-21	別紙様式第1号 別紙様式第3号 別紙様式第5号 別紙様式第5号の2

表 4-10 特定取引勘定設置銀行参照リンク作成の基準

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	銀行法施行規則	2007-12-21	別紙様式第1号の2 別紙様式第3号の2 別紙様式第5号 別紙様式第5号の2

(2) 特記事項

- 銀行持株会社の様式のうち、第 11 号（中間連結財務諸表）、第 12 号（連結財務諸表）は、一般行及び特定取引勘定設置銀行で共通の第 5 号（中間連結財務諸表）、第 5 号の 2（連結財務諸表）と同一であり、また、銀行持株会社用のタクソノミを独立して設定する利便性が低いため、参照リンクには設定していない。
- 銀行法施行規則では、株主資本等変動計算書、中間株主資本等変動計算書、連結株主資本等変動計算書及び中間連結株主資本等変動計算書が規定されているが、財務諸表等規則などで規定されているものと同ーのため、参照リンクには設定していない。

参照リンクで特定した銀行法施行規則の別紙様式を勘定科目の名称及び勘定科目の親子関係に従い、標準化を行っている。

第 1 号	第 1 号の 2	第 3 号	第 3 号の 2	第 5 号	第 5 号の 2	標準化要素
現金預け金	現金預け金	現金預け金	現金預け金	現金預け金	現金預け金	現金預け金
-	-	-	-	コールローン 及び買入手形	コールローン 及び買入手形	コールローン 及び買入手形
コールローン	コールローン	コールローン	コールローン	-	-	コールローン
商品有価証券	-	商品有価証券	商品有価証券	商品有価証券	商品有価証券	商品有価証券
-	特定取引資産	-	特定取引資産	特定取引資産	特定取引資産	特定取引資産
資金運用収益	資金運用収益	資金運用収益	資金運用収益	資金運用収益	資金運用収益	資金運用収益
（うち貸出金 利息）	（うち貸出金 利息）	貸出金利息	貸出金利息	（うち貸出金 利息）	貸出金利息	貸出金利息

4-4-2 定義リンクの作成

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び株主資本等変動計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「銀行法施行規則」

(ア) 一般行

勘定科目の範囲は、銀行法施行規則別紙様式第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 5 号の 2 に準拠して、一つのツリー構造である貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び株主資本等変動計算書を作成している。

(イ) 特定取引勘定設置銀行

勘定科目の範囲は、銀行法施行規則別紙様式第1号の2、第3号の2、第5号、第5号の2に準拠して、一つのツリー構造である貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び株主資本等変動計算書を作成している。

(2) 特記事項

- 銀行法施行規則の各別紙様式に規定している株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、定義リンクは大項目のみを設定している。

4-4-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

(ア) 一般行

表 4-11 銀行・信託業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	銀行法施行規則別紙様式第3号
2	中間財務諸表	銀行法施行規則別紙様式第1号
3	連結財務諸表	銀行法施行規則別紙様式第5号の2
4	中間連結財務諸表	銀行法施行規則別紙様式第5号
5	四半期財務諸表	銀行法施行規則別紙様式第1号
6	四半期連結財務諸表	銀行法施行規則別紙様式第5号

(イ) 特定取引勘定設置銀行

表 4-12 銀行・信託業(特定取引勘定設置銀行) 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	銀行法施行規則別紙様式第3号の2
2	中間財務諸表	銀行法施行規則別紙様式第1号の2
3	連結財務諸表	銀行法施行規則別紙様式第5号の2
4	中間連結財務諸表	銀行法施行規則別紙様式第5号
5	四半期財務諸表	銀行法施行規則別紙様式第1号の2
6	四半期連結財務諸表	銀行法施行規則別紙様式第5号

(2) 特記事項

- ・ 銀行法施行規則の各様式における（記載上の注意）において、「資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）」を注記することとしている。記載上の注意にあるものの、様式上設定されていないので“資産に係る引当金を直接控除するパターン”は設定していない。
- ・ 標準拡張リンクロールの標準ラベルロールでは、勘定科目名はうち書きしない勘定科目で設定している。中間財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表では拡張リンクロールの業種ラベルをうち書きする勘定科目で設定したうえで、表示リンクのツリーでプリファードラベルを設定している。
- ・ 銀行法施行規則の各別紙様式に規定している株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、一般商工業のものをそのまま利用している。
- ・ 四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表は銀行法施行規則に規定がないため、中間財務諸表及び中間連結財務諸表に準拠して作成している。

4-4-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。
- ・ 中間損益計算書、中間連結損益計算書、四半期損益計算書、四半期連結損益計算書で設定されている勘定科目のうち、勘定科目名が「うち書き」となっている勘定科目は、正常な加減算関係が成立しないため、計算リンクから当該要素は除いている。

4-5 建設保証業タクソノミ

4-5-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-13 に示す。

表 4-13 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	国土交通省	公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則	2007-05-14	様式第2号 別表(5) 別表(6)

(2) 特記事項

- ・ キャッシュ・フロー計算書は、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則に規定していないため、参照リンクには設定していない。
- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則に規定している株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、参照リンクには設定していない。
- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則には、「たな卸資産」に該当する勘定科目はないため、貸借対照表、中間貸借対照表、四半期貸借対照表の表示リンクには「たな卸資産」に該当する勘定科目を設定していないが、連結子会社において発生する可能性があるため、連結財務諸表規則、中間連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則に準拠して、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表の表示リンクには「たな卸資産」を設定し、四半期連結貸借対照表の表示リンクには一般商工業の四半期連結貸借対照表と同じたな卸資産の詳細科目を設定している。そのため、当該勘定科目については、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の参照リンクは設定していない。
- ・ 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、建設保証業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。
- ・ 建設保証業の貸借対照表、中間貸借対照表、四半期貸借対照表に設定されている「従業員長期貸付金」に対して、他の「長期貸付金」、「関係会社長期貸付金」と同様に、「貸倒引当金の科目別控除パターン」、「貸倒引当金の一括控除パターン」、「貸倒引当金の直接控除パターン」の科目を設定している。これは財務諸表等規則においても、「株主、役員又は従業員に対する長期貸付金」の控除パターンがあり、従業員長期貸付金についても、貸倒引当金の控除パターンが発生する可能性があるためである。従って、「従業員長期貸付金（純額）」及び「貸倒引当金」（従業員長期貸付

金に対するもの)については公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則には規定されていないため、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の参照リンクは設定していない。

4-5-2 定義リンクの作成

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び株主資本等変動計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の別表(5)(比較貸借対照表)、別表(6)(比較損益計算書)

(2) 特記事項

- ・ キャッシュ・フロー計算書は、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則に規定していないため、大項目のみの定義リンクを設定している。
- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則に規定している株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、大項目のみの定義リンクを設定している。

4-5-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

一般商工業の財務諸表の表示リンクをベースとして、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則に基づく建設保証業特有の勘定科目を追加することで、表示リンクを設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-14 建設保証業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	財務諸表等規則及び同様式 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の別表(5)(比較貸借対照表)、別表(6)(比較損益計算書)
2	中間財務諸表	中間財務諸表等規則及び同様式 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の別表(5)(比較貸借対照表)、別表(6)(比較損益計算書)
3	連結財務諸表	連結財務諸表規則及び同様式 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の別表(5)(比較貸借対照表)、別表(6)(比較損益計算書)
4	中間連結財務諸表	中間連結財務諸表規則及び同様式 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の別表(5)(比較貸借対照表)、別表(6)(比較損益計算書)
5	四半期財務諸表	四半期財務諸表等規則及び同様式 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の別表(5)(比較貸借対照表)、別表(6)(比較損益計算書)
6	四半期連結財務諸表	四半期連結財務諸表規則及び同様式 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の別表(5)(比較貸借対照表)、別表(6)(比較損益計算書)

(2) 特記事項

- ・ キャッシュ・フロー計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則に様式がないため、一般商工業のものをそのまま利用している。
- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則に規定している株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、一般商工業のものをそのまま利用している。
- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則には、「たな卸資産」に該当する勘定科目はないため、貸借対照表、中間貸借対照表、四半期貸借対照表には「たな卸資産」に該当する勘定科目を設定していないが、連結子会社において発生する可能性があるため、連結財務諸表規則、中間連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則に準拠して、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表には「たな卸資産」を設定し、四半期連結貸借対照表には一般商工業の四半期連結貸借対照表と同じたな卸資産の詳細科目を設定している。
- ・ 建設保証業の貸借対照表、中間貸借対照表、四半期貸借対照表に設定されている「従業員長期貸付金」に対して、他の「長期貸付金」、「関係会社長期貸付金」と同様に、「貸倒引当金の科目別控除パターン」、「貸倒引当金の一括控除パターン」、「貸倒引当金の直接控除パターン」の科目を設定している。これは財務諸表等規則においても、「株主、役員又は従業員に対する長期貸付金」の控除パターンがあり、従業員長期貸付金についても、貸倒引当金の控除パターンが発生する可能性もあるためである。

4-5-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

4-6 第一種金融商品取引業タクソノミ

4-6-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-15 に示す。

表 4-15 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	金融商品取引業等に関する内閣府令	2007-08-06	2 経理の状況 様式 A
2	内閣府	証券会社に関する内閣府令	2005-04-25	2 経理の状況
2	日本証券業協会	証券業経理の統一について	2006-12-13	-

(2) 特記事項

- ・ 第一種金融商品取引業等に関する内閣府令における貸借対照表の「引当金」は、名称リンクの標準ラベルに「特別法上の準備金」として設定している。これは、引当金の子要素が金融商品取引責任準備金のため特別法上の準備金のことを示しており、財務諸表等規則ガイドラインにおいても、その旨規定されている。また、開示例においても、特別法上の準備金として記載されているためである。従って、業種ラベルで「引当金」としては設定していない。

金融商品取引業等に関する内閣府令	名称リンク (ツリー構造は定義リンク)
引当金	特別法上の準備金
金融商品取引責任準備金	金融商品取引責任準備金
...	
引当金計	特別法上の準備金合計

4-6-2 定義リンクの作成

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び株主資本等変動計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令「2 経理の状況 (1) 貸借対照表、(2) 損益計算書」
- ・ 証券業経理の統一について

(2) 特記事項

- ・ 様式に記載されている項目は一般商工業の株主資本等変動計算書と同一であり、また財務諸表等規則ガイドラインにより、株主資本等変動計算書は大項目のみの定義リンクを設定している。
- ・ キャッシュ・フロー計算書は、金融商品取引業等に関する内閣府令に規定されていないため、大項目のみの定義リンクを設定している。
- ・ 日本証券業協会の「証券業経理の統一について」においても財務諸表参考様式（貸借対照表及び損益計算書）が規定されているが、簡略的な様式であるため、金融商品取引業等に関する内閣府令の様式を定義リンクとして採用した。

4-6-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-16 第一種金融商品取引業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	金融商品取引業等に関する内閣府令
2	中間財務諸表	金融商品取引業等に関する内閣府令
3	連結財務諸表	金融商品取引業等に関する内閣府令
4	中間連結財務諸表	金融商品取引業等に関する内閣府令
5	四半期財務諸表	金融商品取引業等に関する内閣府令
6	四半期連結財務諸表	金融商品取引業等に関する内閣府令

(2) 特記事項

- 金融商品取引業等に関する内閣府令には、財務諸表の様式のみ規定されており、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表に関する様式の規定はないが、第一種金融商品取引業の開示例では、同一の様式で作成されている。従って、表示リンクの貸借対照表、損益計算書は、財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表で同一のツリー構造としている。
- 開示例において、中間連結貸借対照表の有形固定資産は、その内訳の記載がなく、有形固定資産として金額が記載されているが、様式上も有形固定資産の合計は内訳科目の親要素となっているため、パターン別リンクファイルの設定要件に該当しない。従って、インスタンス文書の作成上は、有形固定資産合計に金額を入力することで対応が可能となる。四半期連結貸借対照表も中間連結貸借対照表と同じにしている。
- 金融商品取引業等に関する内閣府令には、キャッシュ・フロー計算書の様式がないため、一般商工業のものを使っている。
- 金融商品取引業等に関する内閣府令には、株主資本等変動計算書の様式が記載されているが、純資産の各項目を縦に並べる様式であり、第一種金融商品取引業の開示例ではすべて財務諸表等規則に準拠した様式であるため、一般商工業のものを使っている。
- 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、第一種金融商品取引業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。
- 損益計算書の「営業外収益」及び「営業外費用」は第一種金融商品取引業の様式上、合計金額のみ記載されているが、開示例によっては、「営業外収益」及び「営業外費用」のタイトル項目とその明細科目、「営業外収益」及び「営業外費用」の合計科目を設定している場合がある。そこで開示例に対応するため、「営業外収益」及び「営業外費用」の合計科目にはプリファードラベル属性として「営業外収益計」及び「営業外費用計」の合計ラベルを用意している。なお、「合計」とせずに「計」としたのは特別損益の合計表示にあわせたためである。

4-6-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

4-7 保険業タクソノミ

4-7-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

保険業法施行規則で定められている別紙様式を表 4-17 に示す。

表 4-17 保険業法施行規則 別紙様式

No	別紙様式	対象	生命保険会社		損害保険会社		特定取引勘定設置会社及び非設置会社共通	保険業を営む相互会社	特定取引勘定設置相互会社
			保険業を営む株式会社	特定取引勘定設置会社	保険業を営む株式会社	特定取引勘定設置会社			
1	第 6 号	中間財務諸表	○		○			○	
2	第 6 号の 2	中間財務諸表		○		○			○
3	第 6 号の 3	中間連結財務諸表					○	○	
4	第 7 号	財務諸表	○		○			○	
5	第 7 号の 2	財務諸表		○		○			○
6	第 7 号の 3	連結財務諸表					○	○	

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-18 に示す。

表 4-18 保険業 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	保険業法施行規則	2008-01-10	第 6 号 第 6 号の 3 第 7 号 第 7 号の 3
2	内閣府	保険業法	2006-12-15	(第 115 条第 1 項)
3	社団法人日本損害 保険協会	損害保険会社有価証券報告書 作成要領	2007-06	—

(2) 特記事項

- ・特定取引勘定設置会社の様式である第6号の2、第7号の2は、参照リンクに設定していない。これは、有価証券報告書及び半期報告書の財務諸表では、特定取引勘定に係る勘定科目の開示が行われていないためである。また、参照リンクに設定している非特定取引勘定設置会社の様式である第6号、第7号についても、様式の特徴である「商品有価証券」は、有価証券報告書及び半期報告書の財務諸表では使われていない。
- ・損害保険会社の参照リンクには、保険業法施行規則に規定されていない勘定科目で、かつ、社団法人日本損害保険協会の損害保険会社有価証券報告書作成要領に記載されている勘定科目を追加している。
- ・保険業法施行規則の各別紙様式に規定している株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、一般商工業のものをそのまま利用している。

4-7-2 定義リンクの作成

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び株主資本等変動計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

保険業法施行規則の第6号、第6号の3、第7号、第7号の3の各様式を集約して設定している。

4-7-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

(ア) 生命保険業

表 4-19 生命保険業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	保険業法施行規則別表様式第7号※1
2	中間財務諸表	保険業法施行規則別表様式第6号※1
3	連結財務諸表	保険業法施行規則別表様式第7号の3※1
4	中間連結財務諸表	保険業法施行規則別表様式第6号の3※1
5	四半期財務諸表	保険業法施行規則別表様式第6号※1
6	四半期連結財務諸表	保険業法施行規則別表様式第6号の3※1

※1 日本損害保険協会の損害保険会社有価証券報告書作成要領（案）も参考にしている。

(イ) 損害保険業

表 4-20 損害保険業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	損害保険会社有価証券報告書作成要領（案） 平成19年6月 社団法人日本損害保険協会
2	中間財務諸表	
3	連結財務諸表	
4	中間連結財務諸表	
5	四半期財務諸表	
6	四半期連結財務諸表	

(1) 特記事項

- ・ 生命保険業及び損害保険業の財務諸表では、「商品有価証券」に関する勘定科目、「特定取引資産」及び「特定取引負債」に関する勘定科目は開示例がないため、表示リンクの利便性を考慮し、設定していない。設定していない勘定科目については、以下の通りである。

財務諸表	区分	勘定科目
貸借対照表関係	資産の部	特定取引資産
		商品有価証券
		保管有価証券
	負債の部	特定取引負債
		売現先勘定
		売付有価証券
損益計算書関係	経常収益	商品有価証券運用益
	経常費用	特定取引費用
		商品有価証券運用損
キャッシュ・フロー 計算書関係	営業活動によるキャッシュ・フ ロー	特定取引による収入
		特定取引による支出
		商品有価証券の売却による収入
		商品有価証券の取得による支出

- 財務諸表等規則ガイドライン(別記事業関係)においては純資産の部に関する事項について保険業法施行規則の定めによらず、財務諸表等規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとしているため、一般商工業タクソノミと同様に純資産の部に「自己新株予約権」を設定している。

4-7-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。
- 中間損益計算書、中間連結損益計算書、四半期損益計算書及び四半期連結損益計算書で設定されている勘定科目のうち、勘定科目名が「うち書き」となっている勘定科目は、正常な加減算関係が成立しないため、計算リンクから当該要素は除いている。
- 標準拡張リンクロールの標準ラベルロールでは、勘定科目名はうち書きしない科目で設定している。中間財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表では拡張リンクロールの業種ラベルをうち書きする勘定科目で設定したうえで、表示リンクのツリーでプリファードラベルを設定している。

4-8 鉄道事業タクソノミ

4-8-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、鉄道事業会計規則で規定している様式を表 4-21 に示す。

表 4-21 鉄道事業会計規則で規定している様式一覧

No	様式	
1	別表第 2	財務諸表
2	第 1 号表	貸借対照表
3	第 2 号表	損益計算書
4	第 3 号表	株主資本等変動計算書
5	第 3 号表の 2	注記表
6	第 4 号表	固定資産明細表
7	第 5 号表	減価償却明細表
8	第 6 号表	建設仮勘定明細表
9	第 7 号表	鉄道事業営業収益明細表
10	第 8 号表	鉄道事業営業費明細表
11	第 9 号表	財団抵当借入金明細表
12	第 10 号表	諸税明細表

上記のうち、有価証券報告書において財務諸表として作成されるのは、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書である。

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-22 に示す。

表 4-22 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	国土交通省	鉄道事業会計規則	2006-07-14	別表第 2 第 1 号表 別表第 2 第 2 号表

(2) 特記事項

- 別表第 2 第 3 号表の株主資本等変動計算書は、財務諸表等規則の株主資本等変動計算書と実質的に同一であり、また財務諸表等規則ガイドラインにより、参照リンクには設定していない。
- キャッシュ・フロー計算書は、鉄道事業会計規則に規定されていないため、参照リンクには設定していない。

- ・ 別表第 1 勘定科目表の取扱いについて（注）

（注）

A 群勘定科目語彙の選定における根拠条文は、以下の通りである。

鉄道事業会計規則

第5条 鉄道事業者は、次章以下に定めるもののほか、別表第 1 によって勘定科目を分類し、かつ、別表第 2 によって貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成しなければならない。

上記の通り、別表第 2 は財務諸表の表示様式であるため、要素として設定する勘定科目の選定は、別表第 2 による。

別表第 1 は別表第 2 と同様に第 5 条の規定であるが、勘定科目の分類のための勘定科目表であるため、タクソノミの設定対象外とした。

- ・ 財務諸表等規則ガイドライン 130 5(5)に記載されている「臨時繰延額」については、開示例が確認できなかったため、語彙の選定外としている。
- ・ 連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表は一般商工業の連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表をベースにしているため、「たな卸資産」を設定している。四半期連結貸借対照表についても一般商工業の四半期連結貸借対照表をベースにしているため、製品、商品等を記載している。従って、これらの勘定科目については鉄道事業会計規則に記載されていないため、鉄道事業会計規則の参照リンクは設定していない。
- ・ 「運輸業等営業費及び売上原価」は鉄道事業会計規則に記載されていないが、鉄道事業の連結損益計算書、中間連結損益計算書において設定されていたため、利便性を考慮して表示リンクに設定した。そのため鉄道事業会計規則の参照リンクは設定していない。

4-8-2 定義リンクの作成

- (1) 基本となる開示規則等
鉄道事業会計規則

4-8-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

- (1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-23 鉄道事業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	鉄道事業会計規則
2	中間財務諸表	鉄道事業会計規則
3	連結財務諸表	連結財務諸表規則及び同様式
4	中間連結財務諸表	中間連結財務諸表規則及び同様式
5	四半期財務諸表	鉄道事業会計規則
6	四半期連結財務諸表	四半期連結財務諸表規則及び同様式

- (2) 特記事項

- ・ パターン別リンクファイル

鉄道事業会計規則では、以下の条文において表示パターンの容認規定がある。

様式

II 固定資産

A 鉄道事業固定資産

1	有形固定資産	×××		
	減価償却累計額	×××	×××	
2	無形固定資産		×××	×××

容認規定

別表第2 第1号表

備考

- 6 会社法第435条第2項の規定により作成する場合、各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除額残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

II 固定資産

A 鉄道事業固定資産

1 有形固定資産		×××	
2 無形固定資産		×××	×××
		<hr/>	

- 9 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示することができる。但し、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを防げない。

II 固定資産

A 鉄道事業固定資産

1 有形固定資産	×××		
減価償却累計額	×××		
減損損失累計額	×××	×××	
	<hr/>		
2 無形固定資産		×××	×××
		<hr/>	

- 10 9の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目を持って表示することができる。

II 固定資産

A 鉄道事業固定資産

1 有形固定資産	×××		
減価償却累計額及び減損損失累計額	×××	×××	
	<hr/>		
2 無形固定資産		×××	×××
		<hr/>	

上記のパターンについて鉄道事業会計規則に基づいて財務諸表を作成している会社を調査した結果、減損損失累計額の表示パターンの利用度を表 4-24 に示す。

表 4-24 減損損失累計額の表示パターンの利用度

No	項目	内容
1	報告書	有価証券報告書
2	決算日	平成 18 年 3 月 31 日
3	調査会社数	52 社
4	うち個別財務諸表のみ作成	9 社
5	うち連結財務諸表作成会社	43 社
6	減損損失を計上した会社	30 社
7	減損損失累計額を各資産の金額から直接控除した会社	30 社

上記の調査結果、減損損失を計上した会社の財務諸表を確認したところ、減損損失累計額の表示パターンは利用がなかったため、今回の鉄道事業タクソノミの貸借対照表及び中間貸借対照表では設定しない。

1. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表の取扱い

鉄道事業会計規則における様式の特徴は、固定資産が事業別に分類されている点にある。

II 固定資産

A 鉄道事業固定資産

1	有形固定資産	×××	
	減価償却累計額	×××	×××
2	無形固定資産		×××

B (何)業固定資産

1	有形固定資産	×××	
	減価償却累計額	×××	×××
2	無形固定資産		×××

C 各事業関連固定資産

1	有形固定資産	×××	
	減価償却累計額	×××	×××
2	無形固定資産		×××

D その他の固定資産

×××

E 建設仮勘定

1	鉄道事業	×××	
2	(何)業	×××	×××

また、営業利益も事業別に分類されている。

I 鉄道事業営業利益

1 営業収益

(1) 旅客運輸収入	×××	
(2) 貨物運輸収入	×××	
(3) 鉄道線路使用料収入	×××	
(4) 鉄道線路譲渡収入	×××	
(5) 運輸雑収	×××	×××

2 営業費

(1) 運送費	×××	
(2) 案内宣伝費	×××	
(3) 厚生福利施設費	×××	
(4) 一般管理費	×××	
(5) 諸税	×××	
(6) 減価償却費	×××	×××

鉄道事業営業利益 ×××

II (何) 業営業利益

1 営業収益

(1) ……	×××	
(2) ……	×××	×××

2 営業費

(1) ……	×××	
(2) ……	×××	×××

(何) 業営業利益 ×××

全事業営業利益 ×××

連結財務諸表の取扱い

鉄道事業会計規則には、連結財務諸表に係る規定及び様式は定められていないため、鉄道事業の有価証券報告書において連結財務諸表の様式の傾向を調査した。

調査対象は、有価証券報告書の経理の状況において、「鉄道事業会計規則」に基づいて財務諸表を作成している会社である。

調査は、各社の有価証券報告書の【経理の状況】の連結財務諸表の作成方法についての記載で、①鉄道事業会計規則に基づいて連結財務諸表を作成している旨の記載があるか、②記載されている場合に、上述の鉄道事業会計規則の様式に準拠した連結財務諸表が作成されているかである。

No	項目	内容
1	報告書	有価証券報告書
2	決算日	平成 18 年 3 月 31 日
3	調査会社数	52 社
4	うち個別財務諸表のみ作成	9 社
5	うち連結財務諸表作成会社	43 社

No	条件	社数
1	連結財務諸表作成会社	43 社
2	連結財務諸表の作成方法は連結財務諸表規則にのみ準拠している会社	39 社
3	連結財務諸表の作成方法で鉄道事業会計規則にも準拠している会社	5 社
4	3のうち、連結財務諸表が鉄道事業会計規則の特徴を有する会社	0 社

上記の調査の結果、連結財務諸表が鉄道事業会計規則の特徴を有する会社は 0 社であったため、鉄道事業の連結財務諸表は一般商工業の連結財務諸表と同一に設定している。

- ・ 鉄道事業の「たな卸資産」関係の記載については、貸借対照表、中間貸借対照表及び四半期貸借対照表は鉄道事業会計規則に準拠して「貯蔵品」を設定している。また、連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表は一般商工業の連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表をベースにしているため、「たな卸資産」を設定している。四半期連結貸借対照表についても一般商工業の四半期連結貸借対照表をベースにしているため、製品、商品等を記載しているが、利便性を考慮して「貯蔵品」も追加している。
- ・ 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、鉄道事業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。
- ・ 「運輸業等営業費及び売上原価」は鉄道事業会計規則に記載されていないが、鉄道事業の連結損益計算書、中間連結損益計算書において設定されていたため、利便性を考慮して表示リンクに設定した。

4-8-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

4-9 海運事業タクソノミ

4-9-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-25 に示す。

表 4-25 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	国土交通省	海運企業財務諸表準則	2007-03-15	別表第1号表 別表第3号表

(2) 特記事項

- ・ 海運企業財務諸表準則別表第2号表は、株主資本等変動計算書を規定しているが、財務諸表等規則の株主資本等変動計算書と実質的に同一であり、参照リンクには設定していない。
- ・ キャッシュ・フロー計算書は、海運企業財務諸表準則に規定がないため、参照リンクは設定していない。
- ・ 連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表は一般商工業の連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表をベースにしているため、「たな卸資産」を設定している。四半期連結貸借対照表についても一般商工業の四半期連結貸借対照表をベースにしているため、製品、商品等を記載している。従って、これらの勘定科目については海運企業財務諸表準則に記載されていないため、海運企業財務諸表準則の参照リンクは設定していない。

4-9-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「海運企業財務諸表準則」

4-9-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-26 海運事業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	財務諸表等規則及び同様式、海運企業財務諸表準則
2	中間財務諸表	中間財務諸表等規則及び同様式、海運企業財務諸表準則
3	連結財務諸表	連結財務諸表規則及び同様式、海運企業財務諸表準則
4	中間連結財務諸表	中間連結財務諸表規則及び同様式、海運企業財務諸表準則
5	四半期財務諸表	四半期財務諸表等規則及び同様式、海運企業財務諸表準則
6	四半期連結財務諸表	四半期連結財務諸表規則及び同様式、海運企業財務諸表準則

(2) 特記事項

- ・ 海運事業の「たな卸資産」関係の記載については、貸借対照表、中間貸借対照表及び四半期貸借対照表は海運企業財務諸表準則に準拠して「貯蔵品」を設定している。また、連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表は一般商工業の連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表をベースにしているため、「たな卸資産」を設定している。四半期連結貸借対照表についても一般商工業の四半期連結貸借対照表をベースにしているため、製品、商品等を記載しているが、利便性を考慮して「貯蔵品」も追加している。
- ・ 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、海運事業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。

4-9-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

4-10 高速道路事業タクソノミ

4-10-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-27 に示す。

表 4-27 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	国土交通省	高速道路事業等会計規則	2007-03-30	別表第2 第1号様式 別表第2 第2号様式 別表第2 第3号様式

(2) 特記事項

- ・ 高速道路事業等会計規則別表第2 第4号様式は、株主資本等変動計算書を規定しているが、財務諸表等規則の株主資本等変動計算書と実質的に同一であり、また財務諸表等規則ガイドラインにより、参照リンクには設定していない。
- ・ 連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表は、開示例を調査した結果から「たな卸資産」を設定しているため、高速道路事業等会計規則の参照リンクは設定していない。
- ・ 「高速道路等事業管理費及び売上原価」は高速道路事業会社の作成している連結損益計算書、中間連結損益計算書において設定されていたため、利便性を考慮して表示リンクに設定した。しかし高速道路事業等会計規則に記載されていないため、参照リンクは設定していない。
- ・ 「営業費用」のタイトル項目は高速道路事業会社の作成している連結損益計算書、中間連結損益計算書において設定されていたため、利便性を考慮して表示リンクに設定した。しかし高速道路事業等会計規則に記載されていないため、参照リンクは設定していない。
- ・ 財務諸表等規則ガイドライン(別記事業関係)においては純資産の部に関する事項について高速道路事業等会計規則の定めによらず、財務諸表等規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとしているため、一般商工業タクソノミと同様に純資産の部に「自己新株予約権」を設定している。

4-10-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「高速道路事業等会計規則」

4-10-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四

半期連結財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-28 高速道路事業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	高速道路事業等会計規則
2	中間財務諸表	高速道路事業等会計規則
3	連結財務諸表	連結財務諸表規則及び同様式、高速道路事業等会計規則
4	中間連結財務諸表	中間連結財務諸表規則及び同様式、高速道路事業等会計規則
5	四半期財務諸表	高速道路事業等会計規則
6	四半期連結財務諸表	四半期連結財務諸表規則及び同様式、高速道路事業等会計規則

(2) 特記事項

- ・ 高速道路事業の「たな卸資産」関係の記載については、貸借対照表、中間貸借対照表、四半期連結貸借対照表及び四半期貸借対照表は高速道路事業等会計規則に準拠して「原材料」及び「貯蔵品」を設定している。また、連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表は、開示例を調査した結果から「たな卸資産」を設定している。
- ・ 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、高速道路事業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。
- ・ 「高速道路等事業管理費及び売上原価」は高速道路事業等会計規則に記載されていないが、高速道路事業会社の作成している連結損益計算書、中間連結損益計算書において設定されていたため、利便性を考慮して表示リンクに設定した。
- ・ 「営業費用」のタイトル項目は高速道路事業等会計規則に記載されていないが、高速道路事業会社の作成している連結損益計算書、中間連結損益計算書において設定されていたため、利便性を考慮して表示リンクに設定した。
- ・ 財務諸表等規則ガイドライン(別記事業関係)においては純資産の部に関する事項について高速道路事業等会計規則の定めによらず、財務諸表等規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとしているため、一般商工業タクソノミと同様に純資産の部に「自己新株予約権」を設定している。

4-10-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

4-11 電気通信事業タクソノミ

4-11-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-29 に示す。

表 4-29 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	総務省	電気通信事業会計規則	2006-10-30	別表第 2 様式第 1 別表第 2 様式第 2 別表第 1

(2) 特記事項

- ・ 電気通信事業会計規則の別表第 1 は、以下の規定から、車両及び線路設備について、参照リンクとして使っている

別表第 1

勘定科目	備考
車両及び船舶	船舶を有しない場合、「車両」として記載することができる。
線路設備	市内線路設備を有しない場合、「線路設備」として記載することができる。

- ・ 様式において、(何)業とされている勘定科目については、開示例の調査から付帯事業として設定している。
- ・ 株主資本等変動計算書は、財務諸表等規則の株主資本等変動計算書と実質的に同一であり、また財務諸表等規則ガイドラインにより、参照リンクには設定していない。
- ・ 財務諸表等規則ガイドライン(別記事業関係)においては純資産の部に関する事項について電気通信事業会計規則の定めによらず、財務諸表等規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとしているため、一般商工業タクソノミと同様に純資産の部に「自己新株予約権」を設定しているが、電気通信事業会計規則には記載がないため電気通信事業会計規則の参照リンクは設定していない。

4-11-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「電気通信事業会計規則」

4-11-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-30 電気通信事業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	電気通信事業会計規則
2	中間財務諸表	電気通信事業会計規則
3	連結財務諸表	電気通信事業会計規則
4	中間連結財務諸表	電気通信事業会計規則
5	四半期財務諸表	電気通信事業会計規則
6	四半期連結財務諸表	電気通信事業会計規則

(2) 特記事項

- ・ 電気通信事業の「たな卸資産」関係の記載については、貸借対照表、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表及び四半期貸借対照表は高速道路事業等会計規則に準拠して「貯蔵品」を設定している。
- ・ 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、電気通信事業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。
- ・ 財務諸表等規則ガイドライン(別記事業関係)においては純資産の部に関する事項について電気通信事業会計規則の定めによらず、財務諸表等規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとしているため、一般商工業タクソノミと同様に純資産の部に「自己新株予約権」を設定している。

4-11-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

4-12 電気事業タクソノミ

4-12-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-31 に示す。

表 4-31 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	経済産業省	電気事業会計規則	2007-03-26	別表第2第1表 別表第2第2表

(2) 特記事項

- ・ 株主資本等変動計算書は、財務諸表等規則の株主資本等変動計算書と実質的に同一であり、また財務諸表等規則ガイドラインにより、参照リンクには設定していない。
- ・ 財務諸表等規則別記 12 に掲げる電気事業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、財務諸表等規則第 54 条の 3 に規定する特別法上の準備金等に関する事項については、財務諸表等規則第 2 条但書の規定により、電気事業会計規則（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとするため、特別法上の準備金は、財務諸表等規則に従っている。
- ・ 法人税等のツリー構造が業法様式と異なるが、様式と同じ開示は 1 社しかいないため、開示例に沿ったツリーとしている。
- ・ 連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表は、開示例を調査した結果から「たな卸資産」を設定しているため、電気事業会計規則の参照リンクは設定していない。

4-12-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「電気事業会計規則」

4-12-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-32 電気事業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	電気事業会計規則
2	中間財務諸表	電気事業会計規則
3	連結財務諸表	電気事業会計規則
4	中間連結財務諸表	電気事業会計規則
5	四半期財務諸表	電気事業会計規則
6	四半期連結財務諸表	電気事業会計規則

(2) 特記事項

- ・ キャッシュ・フロー計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、電気事業会計規則に様式がないため、一般商工業のものをそのまま利用している。
- ・ 電気事業会計規則に規定している株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一のため、一般商工業のものをそのまま利用している。
- ・ 電気事業の「たな卸資産」関係の記載については、貸借対照表、中間貸借対照表、四半期連結貸借対照表及び四半期貸借対照表は電気事業会計規則に準拠して「貯蔵品」を設定している。また、連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表は、開示例を調査した結果から「たな卸資産」を設定している。
- ・ 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、電気事業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。

4-12-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

4-13 ガス事業タクソノミ

4-13-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-33 に示す。

表 4-33 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	経済産業省	ガス事業会計規則	2006-12-26	様式第 1 様式第 2 別表第 2

(2) 特記事項

- ・ 株主資本等変動計算書は、財務諸表等規則の株主資本等変動計算書と実質的に同一であり、また財務諸表等規則ガイドラインにより、参照リンクには設定していない。
- ・ キャッシュ・フロー計算書は、ガス事業会計規則に規定がないため、また財務諸表等規則ガイドラインにより、参照リンクは設定していない。
- ・ ガス事業会計規則の別表第 2 は、有形固定資産の簡易ガス事業設備を、参照リンクとして設定している。
- ・ 連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表は、開示例を調査した結果から「たな卸資産」を設定しているため、ガス事業会計規則の参照リンクは設定していない。
- ・ ガス事業の連結損益計算書及び中間連結損益計算書の開示例では売上高と売上原価は一般商工業と同様に表示している場合が多い。そのため、利便性を考慮して、連結損益計算書、中間連結損益計算書及び四半期連結損益計算書の表示リンクには売上高と売上原価を設定している。従って、参照リンクにはガス事業会計規則を設定していない。

4-13-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「ガス事業会計規則」

4-13-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-34 ガス事業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	ガス事業会計規則
2	中間財務諸表	ガス事業会計規則
3	連結財務諸表	ガス事業会計規則
4	中間連結財務諸表	ガス事業会計規則
5	四半期財務諸表	ガス事業会計規則
6	四半期連結財務諸表	ガス事業会計規則

(2) 特記事項

- ・ キャッシュ・フロー計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、ガス事業会計規則に様式がないため、一般商工業のものをそのまま利用している。
- ・ ガス事業会計規則に規定している株主資本等変動計算書は、一般商工業の株主資本等変動計算書と同一であり、また財務諸表等規則ガイドラインにより、一般商工業のものをそのまま利用している。
- ・ ガス事業の「たな卸資産」関係の記載については、貸借対照表、中間貸借対照表、四半期連結貸借対照表及び四半期貸借対照表はガス事業会計規則に準拠して「製品」、「原料」及び「貯蔵品」を設定している。また、連結貸借対照表及び中間連結貸借対照表は、開示例を調査した結果から「たな卸資産」を設定している。
- ・ 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、ガス事業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。
- ・ ガス事業の連結損益計算書及び中間連結損益計算書の開示例では売上高と売上原価は一般商工業と同様に表示している場合が多い。そのため、利便性を考慮して、連結損益計算書、中間連結損益計算書及び四半期連結損益計算書の表示リンクには売上高と売上原価を設定している。

4-13-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

4-14 資産流動化業タクソノミ

4-14-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-35 に示す。

表 4-35 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	特定目的会社の計算に関する規則	2007-02-28	
2	日本公認会計士協会	業種別監査委員会報告第 31 号 特定目的会社の計算書類の様式及び監査報告書の文例	2006-10-20	

(2) 特記事項

- ・ 上記日本公認会計士協会委員会報告は、様式のない「特定目的会社の計算に関する規則」に関して実務上の便宜を考慮して財務諸表の様式を規定しており、また実務上もこの様式に準拠した財務諸表が作成されている。従って上記の両規定を基に、表示リンク・計算リンクを設定している。

4-14-2 定義リンクの作成

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び社員資本等変動計算書を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「特定目的会社の計算に関する規則」

「特定目的会社の計算書類の様式及び監査報告書の文例」（業種別監査委員会報告第 31 号）

4-14-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-36 資産流動化業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	特定目的会社の計算に関する規則 特定目的会社の計算書類の様式及び監査報告書の文例(業種別監査委員会報告第31号)
2	中間財務諸表	特定目的会社の計算に関する規則 特定目的会社の計算書類の様式及び監査報告書の文例(業種別監査委員会報告第31号)

(2) その他

中間財務諸表については、個別財務諸表と同様のパターン別リンクベースファイルを設定している。

4-14-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

4-15 投資運用業タクソノミ

4-15-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-37 に示す。

表 4-37 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	金融商品取引業等に関する内閣府令	2007-08-06	2 経理の状況 様式 B

4-15-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「金融商品取引業等に関する内閣府令」

4-15-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-38 投資運用業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	金融商品取引業等に関する内閣府令
2	中間財務諸表	金融商品取引業等に関する内閣府令
3	連結財務諸表	金融商品取引業等に関する内閣府令
4	中間連結財務諸表	金融商品取引業等に関する内閣府令
5	四半期財務諸表	金融商品取引業等に関する内閣府令
6	四半期連結財務諸表	金融商品取引業等に関する内閣府令

(2) 特記事項

- ・ 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、投資運用業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。

4-15-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

4-16 投資業タクソノミ

4-16-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-39 に示す。

表 4-39 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	投資法人の計算に関する規則	2007-08-09	

4-16-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「投資法人の計算に関する規則」

当該規則では、区分表示に係る条文が少なく、ほとんどが“範囲”についての条文である。

(例)「第 37 条 3 項 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。」

また、様式も規定されていない。しかし、規則自体は存在するため、投資業として不足している勘定科目をどのように設定するかを検討した結果、“範囲”についての条文のうち、勘定科目名が推定される勘定科目を A 群勘定科目として設定する。

定義リンクについては、表示リンクと同一のツリー構造とする。これは、投資業は連結財務諸表、中間連結財務諸表が想定されておらず、また、中間財務諸表に関する開示規則もないため、複数の開示規則にまたがった A 群勘定科目をカテゴリーごとに分類する必要がない。

4-16-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-40 投資運用業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	投資法人の計算に関する規則（財務諸表等規則及び同様式を参考）
2	中間財務諸表	投資法人の計算に関する規則（中間財務諸表等規則及び同様式を参考）

4-16-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

4-17 特定金融業タクソノミ

4-17-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-41 に示す。

表 4-41 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Number	Issue Date	Appendix
1	社団法人全国 貸金業協会連 合会	消費者金融業における標準 財務諸表様式		2001-05-10	証券取引法に基づ く標準財務諸表(例 示) 消費者金融業にお ける標準財務諸表 様式の制定につい て
2	日本公認会計 士協会	消費者金融会社等の利息返 還請求による損失に係る引 当金の計上に関する監査上 の取り扱い	業種別委員 会報告第 37 号	2006-10-13	

(2) 特記事項

- ・ 「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取り扱い」は、利息返還損失引当金（流動負債及び固定負債）、利息返還損失引当金繰入額（販管費）のみ、参照リンクに設定している。
- ・ 四半期連結貸借対照表及び四半期貸借対照表は、四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則に準拠して「商品」、「製品」等を設定しているため、参照リンクには上記の様式は設定していない。
- ・ 消費者金融業における標準財務諸表様式には、繰延資産の内訳は記載されていないが、提出者の利便性を考慮し、一般商工業と同じ繰延資産の内訳を貸借対照表、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表及び四半期貸借対照表に設定している。そのため、参照リンクには上記の様式は設定していない。
- ・ 消費者金融業における標準財務諸表様式には、キャッシュ・フロー計算書の直接法が設定されていないが、財務諸表等規則上、直接法により開示することも認められている。そこで直接法については、モデルが無いため、小計より上の勘定科目は財務諸表等規則ベースのツリー構造とした。そのため、当該勘定科目については参照リンクには上記の様式は設定していない。

4-17-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「消費者金融業における標準財務諸表様式」

4-17-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

なお、参照リンクに設定した様式に従い、表示リンクを設定したが、会社法対応を想定した表示リンクとしている。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-42 特定金融業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	消費者金融業における標準財務諸表様式
2	中間財務諸表	消費者金融業における標準財務諸表様式
3	連結財務諸表	消費者金融業における標準財務諸表様式
4	中間連結財務諸表	消費者金融業における標準財務諸表様式
5	四半期財務諸表	消費者金融業における標準財務諸表様式
6	四半期連結財務諸表	消費者金融業における標準財務諸表様式

(2) 特記事項

- ・ 特定金融業の「たな卸資産」関係の記載については、貸借対照表、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表は消費者金融業における標準財務諸表様式に準拠して「たな卸資産」を設定している。また、四半期連結貸借対照表及び四半期貸借対照表は、四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則に準拠して「商品」、「製品」等を設定している。
- ・ 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、特定金融業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。
- ・ 消費者金融業における標準財務諸表様式には、繰延資産の内訳は記載されていないが、提出者の利便性を考慮し、一般商工業と同じ繰延資産の内訳を貸借対照表、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表及び四半期貸借対照表に設定している。
- ・ 消費者金融業における標準財務諸表様式には、キャッシュ・フロー計算書の直接法

が設定されていないが、財務諸表等規則上、直接法により開示することも認められている。そこで直接法については、モデルが無い場合、小計より上の勘定科目は財務諸表等規則ベースのツリー構造とし、小計より下の勘定科目は間接法と同様の勘定科目を設定している。

4-17-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

4-18 社会医療法人タクソノミ

4-18-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-43 に示す。

表 4-43 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	厚生労働省	社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（厚生労働省令第 38 号）	2007-03-30	別表 様式第 2 号 様式第 3 号 様式第 4 号 様式第 5 号 様式第 6 号

(2) 特記事項

- ・ 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則のうち、様式第一号・財産目録は本タクソノミの対象範囲外である。

4-18-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」

4-18-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、四半期財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

(1) 財務諸表

(ア) 基本となる開示規則等

「社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」

(2) その他

中間財務諸表、四半期財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表については、個別財務諸表と同様のパターン別リンクベースファイルを設定している。

4-18-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

4-19 学校法人タクソノミ

4-19-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-44 に示す。

表 4-44 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	文部科学省	有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	2007-10-31	様式第 2 号 様式第 3 号 様式第 4 号 様式第 5 号 様式第 6 号

(2) 特記事項

- ・ 有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則のうち、様式第 1 号・財産目録は、本タクソノミの対象外である。

4-19-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」

4-19-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、四半期財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

(1) 基本となる開示規則等

「有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」

(2) その他

中間財務諸表、四半期財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表については、個別財務諸表と同様のパターン別リンクベースファイルを設定している。

(3) 特記事項

負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、学校法人の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。

4-19-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

4-20 商品先物取引業タクソノミ

4-20-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-45 に示す。

表 4-45 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	日本商品先物取引協会	商品先物取引業統一経理基準 商品先物取引業における証券取引法に基づく開示の内容について	2007-06	

(2) 特記事項

- ・ 連結貸借対照表、中間連結貸借対照表は、連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則に合わせて「たな卸資産」を表示リンクに設定している。四半期連結貸借対照表のたな卸資産関係は、商品先物取引業の子会社が商品先物取引業であるとは限らないため、連結との整合性及び標準のたな卸資産明細を設定したほうが利便性は高いと判断して「商品」、「製品」等を表示リンクに設定している。そのため、これらの勘定科目については、参照リンクに上記の参照情報は設定していない。
- ・ 商品先物取引業における様式には、キャッシュ・フロー計算書の直接法が設定されていないが、財務諸表等規則上、直接法により開示することも認められている。そこで直接法については、モデルが無いため、小計より上の勘定科目は財務諸表等規則ベースのツリー構造とした。そのため、当該勘定科目については参照リンクには上記の様式は設定していない。
- ・ 商品先物取引業統一経理基準に記載されている「勘定科目」の項において記載されている勘定科目を参照情報の設定対象としている。「勘定科目」の「Ⅰ 貸借対照表科目」については「大科目」に記載されている勘定科目が参照情報の設定対象である。また、「Ⅱ 損益計算書科目」については「大科目」及び「中科目」を参照情報の設定対象としているが、「小科目」のうち、「保証債務取崩益」「手形売却益」「金銭信託運用益」「手形売却損」「金銭信託運用損」「新株予約権戻入益」については利便性の観点から参照情報の設定対象としている。
- ・ 商品先物取引業統一経理基準に記載されている「勘定科目」の「Ⅱ 損益計算書科目」の「中科目」のうち「商品評価損」が「販売費及び一般管理費」の内訳となっているが、たな卸資産に関する評価損は会計基準上、売上原価又は特別損失（重要性がない場合、営業外費用）であり、また「販売費及び一般管理費」の内訳として開示している例がないため、タクソノミには設定していない。

4-20-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「商品先物取引業における証券取引法に基づく開示の内容について」

(2) 特記事項

- 商品先物取引業統一経理基準に記載されている「勘定科目」の項において記載されている勘定科目を定義リンクの設定対象としている。「勘定科目」の「Ⅰ貸借対照表科目」については「大科目」に記載されている勘定科目が定義リンクの設定対象である。また、「Ⅱ損益計算書科目」については「大科目」及び「中科目」を定義リンクの設定対象としているが、「小科目」のうち、「保証債務取崩益」「手形売却益」「金銭信託運用益」「手形売却損」「金銭信託運用損」「新株予約権戻入益」については利便性の観点から定義リンクの設定対象としている。
- 商品先物取引業統一経理基準に記載されている「勘定科目」の「Ⅱ損益計算書科目」の「中科目」のうち「商品評価損」が「販売費及び一般管理費」の内訳となっているが、たな卸資産に関する評価損は会計基準上、売上原価又は特別損失（重要性がない場合、営業外費用）であり、また「販売費及び一般管理費」の内訳として開示している例がないため、定義リンクには設定していない。

4-20-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-46 商品先物取引業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	商品先物取引業における証券取引法に基づく開示の内容について
2	中間財務諸表	
3	連結財務諸表	
4	中間連結財務諸表	
5	四半期財務諸表	
6	四半期連結財務諸表	

(2) 特記事項

- ・ 貸借対照表、中間貸借対照表、四半期貸借対照表のたな卸資産関係は「商品先物取引業における証券取引法に基づく開示の内容について」に合わせて、「商品」を設定している。連結貸借対照表、中間連結貸借対照表は、連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則に合わせて「たな卸資産」を設定している。四半期連結貸借対照表のたな卸資産関係は、商品先物取引業の子会社が商品先物取引業であるとは限らないため、連結との整合性及び標準のたな卸資産明細を設定したほうが利便性は高いと判断して「商品」、「製品」等を設定している。
- ・ 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、商品先物取引業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。
- ・ 商品先物取引業の様式において損益計算書では「その他の営業収益」、連結損益計算書では「その他」と記載されている勘定科目がある。いずれの勘定科目も「その他の営業収益」を意味する勘定科目であるため、連結様式及び個別様式の勘定科目を「その他」として集約ことにしている。これは営業費用など、他区分では、「その他」と記載しているためである。
- ・ 商品先物取引業における様式には、キャッシュ・フロー計算書の直接法が設定されていないが、財務諸表等規則上、直接法により開示することも認められている。そこで直接法については、モデルが無いため、小計より上の勘定科目は財務諸表等規則ベースのツリー構造とし、小計より下の勘定科目は間接法と同様の勘定科目を設定している。

4-20-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- ・ 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

4-20-5 その他

(1) 特記事項

- ・ 平成 20 年 6 月の「商品先物取引業における証券取引法に基づく開示の内容について」では、財規に合わせて「破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権」は「破産更生債権等」とする。

4-21 リース事業タクソノミ

4-21-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-47 に示す。

表 4-47 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	リース事業協会	証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について	1991-02-21	
2	リース事業協会	リース会社の標準財務諸表	1983-11-24	

(2) 特記事項

- ・ 連結貸借対照表及び中間貸借対照表には連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則に準じて「たな卸資産」を設定している。また四半期連結貸借対照表には四半期連結財務諸表規則に準じて「商品」、「製品」等の勘定科目を設定している。そのため当該勘定科目については上記の参照情報は参照リンクに設定していない。
- ・ リース会社の元は、財務諸表等規則に準じていること、またリース会社においても「社債」を利用している会社が多々あるため、様式間のバランスの観点から、「社債」を貸借対照表、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクの固定負債区分の1番目に設定している。そのため、「社債」については上記の参照情報は参照リンクに設定していない。

4-21-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について」

4-21-3 表示リンクの作成

財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表を設定している。

(1) 各財務諸表の基本となる開示規則

表 4-48 リース事業 各財務諸表の基本となる開示規則

No	財務諸表	基本となる開示規則
1	財務諸表	財務諸表等規則及び同様式、証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について
2	中間財務諸表	中間財務諸表等規則及び同様式、証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について
3	連結財務諸表	連結財務諸表規則及び同様式、証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について
4	中間連結財務諸表	中間連結財務諸表規則及び同様式、証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について
5	四半期財務諸表	四半期財務諸表等規則及び同様式、証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について
6	四半期連結財務諸表	四半期連結財務諸表規則及び同様式、証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について

(2) 特記事項

- ・ 「証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について」は、1991年以降、改訂されていない様式であるため、「未払法人税等」に含まなければならない「未払事業税等」が設定されている。そのため、流動負債の表示順序は一般商工業とあわせている。
- ・ 「証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について」にはたな卸資産関係の勘定科目は記載されていないため、貸借対照表、中間貸借対照表及び四半期貸借対照表にはたな卸資産関係の勘定科目は設定していないが、連結貸借対照表及び中間貸借対照表には連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則に準じて「たな卸資産」を設定している。また四半期連結貸借対照表には四半期連結財務諸表規則に準じて「商品」、「製品」等の科目を設定している。
- ・ 負債の部の「引当金」については、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の表示リンクは、リース事業の貸借対照表の表示リンクに準じて設定している。
- ・ リース会社の元は、財務諸表等規則に準じていること、またリース会社においても「社債」を利用している会社が多々あるため、様式間のバランスの観点から、「社債」を貸借対照表、中間貸借対照表、連結貸借対照表、中間連結貸借対照表、四半期貸借対照表、四半期連結貸借対照表の固定負債区分の1番目に設定している。

4-21-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の `abstract` が `true` の要素は計算リンクには設定していない。

4-22 投資信託受益証券タクソノミ

4-22-1 参照リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

参照リンク作成の際に、基本となる開示規則等を表 4-49 に示す。

表 4-49 参照リンク作成基準の一覧

No	Publisher	Name	Issue Date	Appendix
1	内閣府	投資信託財産の計算に関する規則	2007-08-09	
2	社団法人投資信託協会	投資信託に関する会計規則に関する細則	2007-12-21	

(2) 特記事項

投資信託に関する会計規則に関する細則は、財務諸表作成のための開示様式ではないため、記載されている勘定科目のみを要素として追加している。

4-22-2 定義リンクの作成

(1) 基本となる開示規則等

「投資信託財産の計算に関する規則、投資信託に関する会計規則に関する細則」

4-22-3 表示リンクの作成

財務諸表（貸借対照表、損益及び剰余金計算書）を設定している。

なお、投資信託財産の計算に関する規則、投資信託に関する会計規則に関する細則で表示順序を規定することは困難であるため、投資信託協会の財務諸表モデルを参考とした。また、開示例においても投資信託協会の財務諸表モデルの表示構造を取っている。

(1) 基本となる開示規則等

「投資信託協会の財務諸表モデル」

(2) パターン別リンクファイルの種類

パターン別リンクファイルは、設定していない。

4-22-4 計算リンクの作成

(1) 特記事項

- 表示リンクで設定されている要素のうち、スキーマ属性の abstract が true の要素は計算リンクには設定していない。

4-22-5 名称リンクの作成

(1) 特記事項

損益及び剰余金計算書の当期純利益以下においては、剰余金の変動を記載する形式である。剰余金は、期首及び期末においてそれぞれ欠損金となりえる。そこで、剰余金の変動項目は、変動内容ごとに「剰余金増加額又は欠損金減少額」又は「剰余金減少額又は欠損金増加額」を付すことで標準化している。

5. B群勘定科目の取扱い

5-1 B群勘定科目の概要

5-1-1 定義

B群勘定科目とは、A群勘定科目即ち会計に係る法令や開示規則など権威ある文書に記載のある勘定科目群以外の、広く一般に利用されているもののA群勘定科目に当てはまらない勘定科目群を言う。

現状の開示実態をできる限り反映したEDINETタクソミを開発するためには、A群勘定科目に限らず広く一般に使われている勘定科目を調査し、EDINETタクソミの勘定科目の候補とする必要がある。B群勘定科目は、直近複数年度における有価証券報告書、半期報告書等の開示において使用されている勘定科目の実態について調査し、勘定科目名の標準化を実施し、且つ出現頻度が高いものを取りまとめたものである。

5-1-2 B群勘定科目に関する作業ステップ、判断基準及び母集団について
B群勘定科目を特定するため、以下の作業ステップ及び判断基準を使用する。

ステップ1・勘定科目の標準化	判断基準：意味的重複の有無
ステップ2・出現頻度判定	判断基準：出現頻度

母集団として、直近複数中間会計期間における開示実態である直近約5年の有価証券報告書及び半期報告書のデータ（5万科目以上）を利用する。

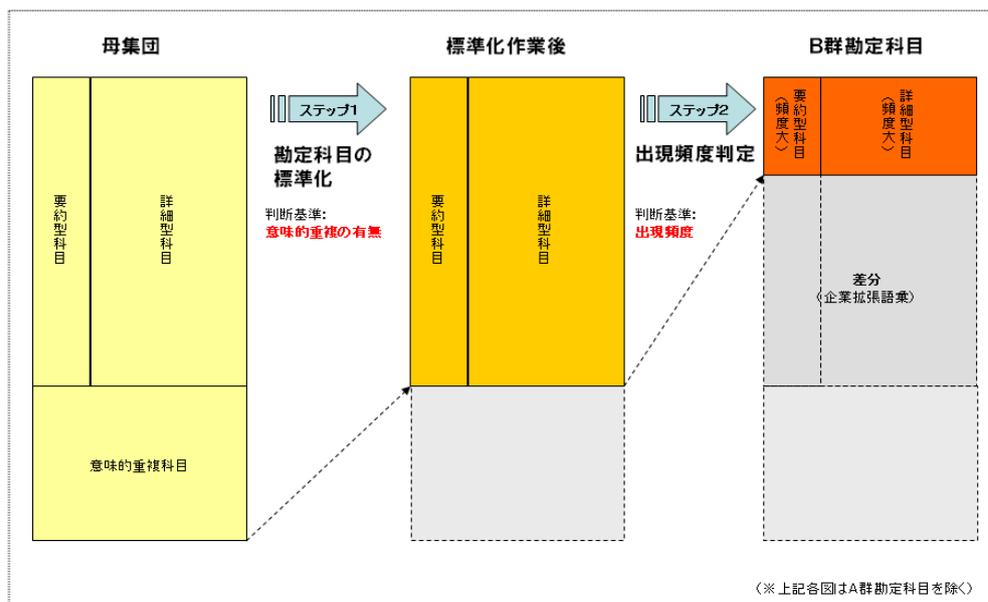


図 5-1 B群勘定科目の語彙作業イメージ

【作業ステップ1・勘定科目の標準化】

まず、勘定科目の意味的重複の排除、言い換えれば共通概念を有する勘定科目名のゆらぎをなくす作業を実施する。勘定科目の標準化の具体例については、「勘定科目の取扱いに関するガイドライン」添付「勘定科目標準化判断基準」に記載している。

この作業は、同一の意味をもつ科目群を一つの勘定科目に統一することのみを目的とし、意味の包含関係・親子関係をもつ勘定科目群を統一することは作業対象ではない。

【作業ステップ2・出現頻度による判定】

続いて出現頻度による判定を実施する。判定においては、下記複数の基準を設定する。

- 判定基準1：直近2年間に1度以上使用されているか。
- 判定基準2：母集団の全期間（5年間）の出現回数は、出現回数基準値を満たしているか。

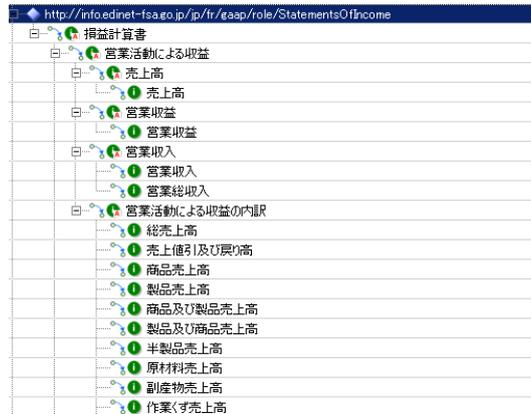
出現回数基準値は、出現頻度の散らばりや財務諸表・業種毎の特性、操作性・一覧性等を総合的に勘案して設定する。但し、組み合わせとして機能する複数の勘定科目群の一部が採用されている場合など、全体の整合性を考慮する必要がある場合、上述判定基準に加えて別途個別に採用・不採用の検討を加えることとする。

5-2 一般商工業の損益計算書表示のゆらぎに対する対応

わが国の一般商工業に含まれる複数の特定業種においては、主たる営業活動を源泉とする収益（売上高・営業収益・営業収入）及びこれに対応する原価・費用（売上原価、営業費用、営業原価）の語彙群及びその表示構造に関して、重要なゆらぎが発生している。

- ・営業収益・・・・・・・・2874 件
- ・営業収入・・・・・・・・1324 件
- ・営業費用・・・・・・・・1591 件（いずれも過去5年の出現頻度）

上記のような出現頻度を持つ語彙及びその表示パターンが、開示規則に規定されていない状態で実務に定着している。このゆらぎを網羅的に吸収するため、該当部分の定義リンク（販売費及び一般管理費より上の部分）を下図の通り設定する。



(途中省略)



(途中省略)



図 5-2 定義リンク（一般商工業：損益計算書）の構造

5-3 キャッシュ・フロー計算書の増減項目

キャッシュ・フロー計算書の勘定科目のうち、資産・負債の増減、及び損益調整に関わる勘定科目群は、従来、以下の例のようにキャッシュ・フローの内容（方向）として同一の性質を持つ 3 種類の勘定科目が存在していた。これは、前期・当期で増加・減少（又は益・損）を別々の勘定科目として開示する場合等が存在するためである。

- 貸倒引当金の増加額
- 貸倒引当金の減少額
- 貸倒引当金の増減額（△は減少）

プラス値・マイナス値の両方に対応する「～増減額（△は～）」「～損益（△は益）」に統一する A 群勘定科目の改訂に伴い、B 群勘定科目も同様の命名方針で統一している。

5-4 複数財務諸表間で同一要素を使用するもの

キャッシュ・フロー計算書と損益計算書の両財務諸表で使用する共通の要素は、間接法における営業活動によるキャッシュ・フローの区分の冒頭に位置する税引前当期純利益（税金等調整前当期純利益）を意味する要素一つのみである（四半期財務諸表・中間財務諸表も同様）。それ以外の両財務諸表の類似勘定科目は実務上必ずしも一致しないため、異なる要素を使うものとする。従って、キャッシュ・フロー計算書と損益計算書とで同様の勘定科目であっても、異なる要素とする。たとえば営業活動によるキャッシュ・フローの区分において損益調整項目として出現する勘定科目は、キャッシュ・フロー計算書と損益計算書の両財務諸表間ですべて異なる要素として取扱う。

株主資本等変動計算書と貸借対照表の両財務諸表で使用する同一の要素は、貸借対照表の純資産の部の各勘定科目、すなわち株主資本等変動計算書の各貸借対照表項目の前期末残高・当期末残高の部分である。

また、株主資本等変動計算書と損益計算書の両財務諸表で使用する同一の要素は、個別株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の変動要因のうち当期純利益の部分、及び連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の変動要因のうち当期純利益の部分である。なお、株主資本等変動計算書内の「当期純利益、株主資本」、「当期純利益、純資産」、「当期純利益、その他利益剰余金」（その他利益剰余金の内訳を注記表とする場合）にも同一の数値が記載されることになるが、これらは別の要素として同じ数値を再入力することになる。

5-5 損益計算書の営業外収益項目について

営業外収益項目のうち、「受取～」と「～収入」の両方の名称を持つ勘定科目群について、厳密には意味が異なるケースもあると考えられるが、重要性を勘案した上では同一の内容と判断される場合が大半であり、命名方針を統一することとする。出現頻度による基準も考えられるが、勘定科目によって両パターンが混在した場合、使用性に支障が生じる可能性があるため、一般的且つ明瞭な基準として、基本的に「受取～」で統一している。但し、「～収入」の出現頻度が重要な偏りをもって大きい科目（例：補助金収入）については、例外的に「～収入」を採用している。

（以下（ ）内は過去5年の出現頻度）

- 受取賃貸料（2725件）・・・採用
- 賃貸料収入（4217件）
- 受取地代家賃（533件）・・・採用
- 地代家賃収入（181件）
- 受取手数料（2919件）・・・採用
- 手数料収入（190件）
- 受取ロイヤリティー（147件）・・・採用
- ロイヤリティー収入（195件）

（例外）

- 受取補助金（24件）
- 補助金収入（254件）・・・採用

5-6 株主資本等変動計算書に関するB群勘定科目の対応方針

5-6-1 業種別タクソノミ

株主資本等変動計算書等は、投資業・資産流動化業・社会医療法人・学校法人を除き、基本的に共通の関係層を有する。ただしその他利益剰余金の準備金・積立金については、一部の業種について固有の語彙が出現している。これらについて、以下の B 群勘定科目を設定している。

(1) ガス事業

「特定ガス導管工事償却準備金」に関する一連の語彙を設定している。

(2) 建設保証業

「保証債務積立金」に関する一連の語彙を設定している。

(3) 電気事業

「原価変動調整積立金」及び「特定災害防止準備金」に関する一連の語彙を設定している。

5-7 その他個別事項

留意が必要とされるその他の勘定科目は、以下の通りである。

5-7-1 固定資産に関する除却損、除売却損、処分損、廃棄損等について

下記のようにゆらぎがみられるが、「除却損」「除売却損」「処分損」「廃棄損」で統一している。(※「売却損」は別途、設定している。)

(参考)

- ・固定資産除却損、営業外費用・・・・・・・・1502 件
- ・固定資産除却損、特別損失・・・・・・・・18261 件
- ・固定資産処分損、営業外費用・・・・・・・・483 件
- ・固定資産処分損、特別損失・・・・・・・・596 件
- ・固定資産売却及び除却損、特別損失・・・・・・・・306 件
- ・固定資産廃棄及び売却損、特別損失・・・・・・・・122 件
- ・固定資産売却及び廃棄損、特別損失・・・・・・・・109 件

5-7-2 「営業未収入金」について

一般商工業の不動産業・物流業等において、基準値を上回って出現している。外部レビューでの指摘を踏まえ、一般商工業 B 群勘定科目として設定している。

5-7-3 「完成工事補償引当金」と「保証工事引当金」について

完成工事補償引当金と保証工事引当金について、「完成工事補償引当金」で統一している。

5-7-4 「不動産事業売上高」・「開発事業売上高」と「不動産売上高」について

- ・不動産事業売上高
- ・不動産事業等売上高
- ・開発事業売上高
- ・開発事業等売上高

以上の勘定科目は、主として建設業で使用されており、売上高の内訳として、完成工事高と並列に記載されている。大手では、規模が大きいため「開発事業（等）～」の方が「不動産事業（等）～」よりも多くみられる。なお、建設業 A 群勘定科目の売上高の内訳は、「完成工事高」及び「兼業事業売上高」である。

「不動産売上高」（参考 504 件）は、建設業に限定されず、売上高の内訳として、製品売上高・商品売上高と並列に記載されている勘定科目である。

5-7-5 「不動産賃貸原価」・「不動産賃貸費用」について

営業活動による費用・売上原価の区分において、「不動産賃貸原価」は営業原価の内訳として使用される勘定科目であり、「不動産賃貸費用」は営業費用の内訳として使用される勘定科目である。「5-2一般商工業の損益計算書表示のゆらぎに対する対応」を参照。

5-7-6 「他勘定振替高」と「他勘定受入高」について

「他勘定振替高」は、売上原価から他の区分への振替として使用され、「他勘定受入高」は、売上原価外の区分から売上原価への振替として使用されることが一般的である。但し、「他勘定振替高」は、同じ振替の方向であっても、プラスの数値及びマイナスの数値の両方の表示例がみられる。

他勘定振替高及び他勘定受入高の両者について、共にプラスのインスタンス入力値を持つこととし、タクソノミの属性値を下記のように設定している。

「他勘定振替高」

- ・ 貸借区分：Credit
- ・ 計算リンクの加減算区分：-1

「他勘定受入高」

- ・ 貸借区分：Debit
- ・ 計算リンクの加減算区分：1

5-7-7 「商品有価証券」について

A 群勘定科目として取扱う「商品有価証券」は、以下の通りである。

- ・ 商品有価証券、資産の部、銀行業
- ・ 商品有価証券、保険業（生保・損保共通の語彙）
- ・ 商品有価証券等、流動資産、第一種金融商品取引業
- ・ 商品有価証券等、流動負債、第一種金融商品取引業

これに加えて、銀行業 B 群勘定科目として、キャッシュ・フロー計算書の「商品有価証券の純増減（△は増加）」を設定している。

5-7-8 「従業員給料」と「給料」について

「従業員給料」と「給料」の両勘定科目の意味が同一であるか否かは、当該給料に従業員以外の対象者が含まれるか否かで判断される。「従業員」は財務諸表等規則に出現する用語であるが、定義は明記されていない。雇用形態が多様化している状況下、従業員以外の部分が含まれている可能性、及び執行役員部分が含まれている可能性を勘案し、両勘定科目を別の要素としている。

※参考

給与とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。(労働基準法)

5-7-9 「投資損失引当金」について

(1) 一般商工業 A 群の「投資損失引当金」

子会社株式や関連会社株式の実質価額等が低下している場合等に、これに起因する将来の費用や損失の発生に備えて、当面の負担に属する金額を当期の費用又は損失として繰り入れた結果設定された貸方勘定科目をいう。

次のいずれかの場合に計上が認められる。

- ① 著しい下落には至っていないが、健全性の観点から計上する場合
- ② 著しい下落に際し、回復可能性が外部要因に強く依存する場合など

評価性引当金であり、投資有価証券の控除項目形式、又は直接控除・評価残高注記方式により表示されることになる。また会計方針の記載が必要である。

(2) 銀行・信託業 B 群の「投資損失引当金」

銀行特有の投資損失引当金として、一般商工業 A 群勘定科目とは別に、銀行業 B 群勘定科目として設定している。1999 年の金融検査マニュアルには出現したが、現行の金融検査マニュアルには出現しない。全銀協の勘定科目マニュアルに記載されている。

5-7-10 「価格変動準備金」について

価格変動準備金とは、保険会社はその所有する株式等資産の価格変動リスクに備えるために、保険業法第 115 条の規定により、資産のリスク区分に応じて毎期所定の積立基準額以上を準備金として積立てることを義務づけられているものである。対象資産の売却損・評価損等が売却益等を上回る場合などに取崩すことが可能になっている。

なお、租税特別措置法上の価格変動準備金は、昭和 61 年に廃止された。

当該勘定科目を、保険業 A 群勘定科目（生保・損保で共通的に利用）に統一している。

5-7-11 建設業の「たな卸不動産」について

建設業において、個別財務諸表上の「販売用不動産」と「開発事業支出金」を合わせた概念として、連結財務諸表上「たな卸不動産」を開示する例がみられるため、建設業 B 群勘定科目として、以下の語彙を設定している。

- ・ たな卸不動産
 - ↳ ・ 販売用不動産

5-7-12 「特定都市鉄道整備準備金」の取扱い

貸借対照表項目「特定都市鉄道整備準備金」は、鉄道業 A 群勘定科目である。これに加えて、「特定都市鉄道整備準備金の増減額（△は減少）」を、鉄道事業の B 群勘定科目として設定している。

※「特定都市鉄道整備準備金」は、特別法上の準備金である。

特定都市鉄道整備促進特別措置法第 8 条の規定により計上する。特定都市鉄道整備準備金は、特定都市鉄道整備事業計画の期間が平成 10 年 3 月期に終了したため、特定都市鉄道整備促進特別措置法第 8 条の規定により、平成 11 年 3 月期から 10 年間で均等額を取り崩している。

5-7-13 「運輸」と「運送」について

鉄道業の営業収益内訳における「運輸」と「運送」の用語の使い分け（例：旅客運輸収入、旅客運送収入、運送雑収、運輸雑収）として、鉄道事業営業利益の内訳表示では「運輸」、自動車事業営業利益では「運送」を使用することが業界の慣例とみられる。

自動車事業において、「旅客運送収入」及び「運送営業費」を鉄道業 B 群勘定科目として設定している。

6. 英語名称の取扱い

6-1 英語名称設定の方針

EDINET タクソノミに用意されている全ての勘定科目に対して、英語名称を設定する。日本語名称と英語名称は常に1対1で対応させることとし、日本語名称の標準ラベル・冗長ラベル・合計ラベル・負値ラベル等のラベルごとに英語名称を作成する。

6-2 英語名称の命名規約

「3-2-3冗長ラベルの命名規約」を参照。

6-3 英語名称に関する参照文献

開示実務において広く一般的に利用されている英訳を盛り込むこととし、参照した文献等は、以下の通りである。

- ASBJ（企業会計基準委員会）英語版ウェブサイト
(http://www.asb.or.jp/index_e.php)
- 最新アニュアル・レポートの実例分析：日本公認会計士協会近畿会国際委員会
- 英文財務諸表の実務：あずさ監査法人
- アメリカ金融機関・会計実務ハンドブック：監査法人トーマツ
- 簿記会計実務ハンドブック-和英対照：広田潤
- 英和・和英会計経理ハンディ辞典：新井清光
- 英文会計用語辞典：山田昭広
- 各社アニュアル・レポート、英訳決算短信他
- 全国銀行協会統計資料

上記のうち全国銀行協会統計資料は、銀行・信託業における勘定科目の英語名称設定に参照したものである。

なお、英語名称設定における英語名称パターン及び基本語彙を「勘定科目の取扱いに関するガイドライン」添付「英語名称に関する設定例」（五十音順、及びアルファベット順）にまとめている。

また、英語名称の取扱いにおいて、英語の業種ラベルへの対応を行っている。